

要 望 事 項

1. 一般社団法人東京都食品衛生協会

(1) 食品衛生教育等事業委託について

食品衛生教育等事業の委託及び委託費について必要額を確保されたい。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行して以来、2 年が経過し、社会経済活動はコロナ禍以前の日常にほぼ回復し、会食の機会が増えるなど食品業界にとって明るい兆しが見えています。

その反面、人手不足などにより手洗いなどの基本的な衛生管理が疎かになったことによる食中毒がしばしば報道されています。

令和 3 年 6 月には改正食品衛生法が完全施行され、原則すべての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられましたが、その導入・定着を図るためには、継続的に様々な手段を用いて周知することが欠かせません。

当協会では、小規模飲食店向けの手引書に基づいた「食品衛生管理ファイル」を作成し、すべての会員に配付して活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。

また、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査(検便)を実施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して法律等の改正や食中毒予防対策など、最新情報の普及啓発に努めてまいります。

さらに、食品衛生街頭相談所の開設やリスクコミュニケーションの場となる消費者懇談会の開催などを通じて、消費者に対し、的確な情報の提供に努めるとともに、動画配信を行うなどオンラインによる情報提供にも取り組み、食の安全・安心を確保するため自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和 8 年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

要　望　事　項

（2）保菌者検索事業委託について

腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラの保菌者検索及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について必要額を確保されたい。

東京都では、食中毒発生防止の観点から、食品関係従事者に対する腸管出血性大腸菌 0157 及びサルモネラの保菌者検索事業に加え、食中毒事故時に多くの患者が発生しやすいノロウイルスの発生動向調査を実施し、当協会がこれらを受託いたしております。

保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査は、食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和 8 年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

（3）食品衛生向上への取り組みに対する民間事業者活用について

HACCP に沿った衛生管理の定着を図るため推進事業について必要額を確保されたい。

食品衛生法の改正に伴う HACCP の義務化や新たな許可・届出営業が、令和 3 年 6 月から完全施行されました。

義務化された HACCP は、営業施設がその取り扱う食品の特性に応じて実施する自主的衛生管理の取り組みであることから、行政による指導に加え、民間の食品衛生指導機関による助言等がその導入・定着に役立つものと考えます。

つきましては、営業施設等に対する HACCP 導入・定着にあたっての技術的助言をはじめとする様々な支援等については、保健所によるものに加え、引き続き民間の食品衛生指導機関も活用して、効果的に進めるべきと考えますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

令和 7 年 12 月 3 日

東京都知事
小池 百合子 様

全東京葬祭業協同組合連合会
会長 濱名 雅一

令和 8 年度予算編成における要望書

平素は、当連合会の事業運営に深いご理解をいただき、厚く御礼申しあげます。

全東京葬祭業協同組合連合会は、日本最大の葬祭事業者の組織である全日本葬祭業協同組合連合会に加盟している 5 つの都内葬祭業協同組合の連合会であり、合計 250 社以上の所属員から成る団体であります。前身である全東京葬祭業連合会の頃より、葬祭専門事業者団体として、幅広い組織化、共同購買事業、業界の健全な発展、葬祭事業の近代化、業界の倫理確立と地位向上、人材の育成による葬祭従事者の資質の向上、国内における災害時の緊急支援活動等に努めてきました。

会員は、都内とその近隣地域で急を要する葬儀のご要望に応えられるよう、24 時間 365 日即応できる体制を整え、日々の業務に取り組んでおります。また、全日本葬祭業協同組合連合会では自衛隊をはじめとする国の各官公庁と、また当連合会としては都内基礎自治体と災害協定を締結し、大規模災害で被災された方々のご遺体の処置を出来るよう対策を整えております。

これまでの具体例として、東日本大震災の際には、当連合会より東北地方に数百本の棺の寄付をし、現地にてご遺体の納棺や搬送業務に協力したり、熊本や能登の被災時にも葬祭業に必要な物資の支援をしたりしてまいりました。こうしたことから、当連合会は東京都の葬儀ひいては公衆衛生に不可欠であると自負しております。また、当連合会所属員は、消費者の御不幸の際に、最も近くでお世話をさせていただいているため、葬儀における消費者の気持ちの代弁者であると考えております。

1. 公営火葬場設立に関する（要望：400 億円）

現在、東京都 23 区内では 9 場の火葬場が稼働しておりますが、このうち都営 1 場（瑞江）公営 1 場（臨海）で残りの 7 場は民間企業が運営しております。墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」といいます）の趣旨及び通達により、火葬場の経営については、永続性と非営利性が確保されなければならないことから、その経営許可は、本来、地方公共団体に与えられるものであり、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限って与えるものとされています（昭和 43 年 4 月 5 日環衛第 8058 号等）。23 区

内で火葬場を運営している民間企業は、法の施行以前より火葬場を運営していたため、法26条によって既得権益が認められている状態ですが、50年以上も既得権益が認められる現状は相応であるとは考えられません。

2023年に都内でお亡くなりになった方は137,241人いらっしゃいました。このうち、23区内でお亡くなりになった人数が90,507人でした。23区内9火葬場が年間300日稼働したとすると、一日に300名の火葬をする必要があることになります。都営瑞江斎場は現在1日25名、公営臨海斎場は1日40名を受け入れ限度としているところ、いずれも火葬を増枠する計画となっておりますが、それでも合わせて80名程度が最大であるとの説明を受けております。すなわち23区内公営火葬場ではお亡くなりになっている方の3割弱の火葬能力しか供給できており、火葬能力が不足していることは否めません。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、厚生労働省健康局が所管する多くの事業に関する細則制定権が都道府県から各基礎自治体に移譲されました。そのうちの一つが墓地や火葬場の運営許認可権限の根拠となる墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例です。この条例では、多少の文言の違いはあるものの、1) 土葬は原則として認めない（土葬禁止地域を指定することができると定めたうえで、区の全域を土葬禁止地域と定めている場合を含みます。）、2) 燃骨の他は埋葬してはならない、3) 前2項に関わらず、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した時はこの限りではない。とされています。第3項は大規模災害時に火葬が間に合わなくなつた場合に、火葬の順番待ちをするために仮埋葬をするための予備的な規定であり、実際に平成24年から今日まで23区内で土葬が認められたことはありません。また、他国で行われている化学薬品や菌を用いた遺体の処理方法は刑法の死体損壊罪に抵触する可能性があり、現在の法の下では日本国内で実行することはできません。すなわち、23区内で葬儀をしようとする場合、亡くなった方を事実上火葬しなければならないルールが存在するにも関わらず、これに対する潤沢な公営サービスが提供されていないことは問題であると考え、本来、火葬事業は公営事業であるべきところ、民間企業が寡占状態で火葬業務を担っている東京23区の状況は稀有であり、また公衆衛生等の観点からも危険があり得るため、この状況は早急に改善されなければなりません。

このため、都内基礎自治体に公営火葬場の設立に関する陳情が多数提出されましたが、そのほとんどが採択、趣旨採択、継続審議となっていることを鑑みると、公営火葬場の設立に関して都民の要望があることは間違ひありません。このことを考慮して令和7年度予算では、公営火葬場設立の要望に対し、特別区都市計画交付金として300億円の予算をいただきました。物価が高騰していることもあります、この予算を400億円に増額することに加えて、活用可能な都心地の情報提供を区長会等に行うとともに、定期借地や減額払下げ、設置費用支援の予算化に向けた具体的な検討をお願いします。

また、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」に定める火葬場の設置場所

に関する基準の見直しも要望します。

2. 公営遺体安置所設立に関して（要望：5億円）

新型コロナウイルス感染症蔓延時に、東京都は同感染症でお亡くなりになった方のご遺体を受け入れる施設を有しませんでした。当初、同感染症は第2類に分類されていたため、ご遺体の取扱いには細心の注意が必要だったはずです。蔓延開始当初の数か月こそ予算を出して、民間遺体安置所での受け入れをしていましたが、その後はご火葬までの期間、民間人である葬儀業者にその管理を委ねられました。

今後、首都直下地震等の大規模災害が発生して多数の方がお亡くなりになることが予想されており、当連合会と災害協定を締結している各基礎自治体では、行政と当連合会が情報共有をしてその状況に備えて緊急時遺体安置場所の設置を検討しております。しかしながら、緊急時遺体安置所は他用途で利用されている施設を代用することが検討されていることが多く、感染症拡散等のリスク管理が出来ているとは考えられません。都は強靭化プロジェクトで複合災害にも備えるとしており、大規模地震と一類感染症等の複合災害も想定しておくべきです。

今後の東京では少なくとも2050年代以降までは死亡者数が増加し、多死社会を迎えることを鑑みると、感染症拡散抑止力があるとされる遠紫外線照明器具や冷蔵設備を有する公営遺体安置所を都としても設立することは必要不可欠であると考えます。

大規模災害時には多数の物資が必要になります。棺、納体袋、個人防護具、衛生処置用具等、お亡くなりになった方を火葬まで安置する物資は、災害協定を締結している葬儀業者が提供できる量では不足することは必至であり、都が事前に相当量を備蓄しておくよう要望します。

また、大規模災害時には冷蔵設備や遠紫外線照明器具だけでなく、ドライアイスの供給が困難になることが考えられます。特にドライアイスは供給が困難になるだけでなく、屋内で多数の御遺体を安置した場合に、そこに多量のドライアイスを利用すると二酸化炭素中毒の危険性が生まれます。このことは、厚生労働省も注視していることであり、ドライアイスや電気に頼らずに御遺体の維持ができる方法を検討するべきであると考えます。例えば、福岡県の株式会社TAMOTSUが販売している「保のゼロ」のような常温で保棺でき、大きさ的にもそれほどかさばらない商品を利用して御遺体の維持に努められるよう、これを潤沢に供給できるように葬祭業者または基礎自治体を補助していただくことを要望いたします。

3. 区民葬儀利用者に対する助成制度設立に関して（要望：3億円）

23区内9場の火葬場のうち6場を運営し、23区内での火葬の7割以上を担っている東京博善株式会社（以下「東京博善」といいます。）は、令和8年3月末をもって区民葬儀から撤退することを発表しました。区民葬儀は、葬祭専門業者、火葬事業者、靈柩搬送

事業者が社会福祉のために任意で協力をしてきた仕組みであり、これに協力することについて、行政から区民葬儀への協力業者に対する補助金等は一切交付されていません。

東京23区内の火葬料金が他地域と比べても高額であることは昨今の報道等で広く知られるところとなっておりますが、東京博善の一般普通炉の火葬料金は令和8年4月から87,000円となるところ、近隣地域の公営火葬場では概ね1万円程度の消費者負担により火葬が執り行われております。

東京博善が区民葬儀から撤退する一方で、同じ民営の火葬場であっても、社会福祉の観点から区民葬儀の重要性を認識している戸田葬祭場、日華多磨斎場（府中市）、聖典谷塚斎場（埼玉県草加市）は、今後も区民葬儀への協力を継続する意向と聞いております。

特別区長会では、区民葬儀利用者のうち東京博善での火葬を希望する方に対して、火葬料金の助成制度を設立すると発表されております。この助成制度は、東京博善において区民葬儀（火葬券）を利用できなくなることによる区民の経済的な負担軽減という公益目的を有する反面、自主的な判断により区民葬儀から撤退し、通常料金での火葬のみしか取り扱わないことを決定した東京博善を事実上、利することとなり、通常料金との差額を自己負担することで区民葬儀への協力を継続している他の民営火葬場との取扱いの不均衡を生じさせることに繋がると考えます。

火葬事業は区民生活にとって不可欠なものであり、本来、行政が主体となって運営すべき公益的事業であることに加え、昨今の物価高等の情勢に鑑みても、区民が広く低廉な価格で葬儀を行えるようにするという区民葬儀の目的の重要性は今日も失われているものではありません。そのため、区民葬儀への参加を継続する民営火葬場の負担軽減のため、東京博善以外の民営火葬場における区民葬儀の利用者に対しても火葬料金の助成制度を設立できるよう、東京都からも予算をいただきたいと考えます。

東都歯発第315号
令和7年12月3日

東京都知事
小池百合子様

公益社団法人 東京都歯科医師会
会長 北村 晃

令和8年度東京都予算に係る要望

[要望の趣旨]

貴職におかれましては、日頃より東京都政にご尽力され、福祉保健の充実のために国に先駆けた東京発の行政改革をおこなっておられますことに心から敬意を表します。

今日の地域医療を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、平成30年度には新たに医療計画・介護保険事業計画・医療費適正化計画がスタートし、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築、また医療の機能分化、施設から在宅への流れが一段と推進され、医療・介護施策において極めて大きな影響を与えていいると考えます。

そのような状況の中、平成30年3月に策定され、令和6年3月に改訂された「東京都歯科保健推進計画　いい歯東京」に示された方向性と目指すべき指標について、本会は東京都と共に取組を進めております。

都民の健康を守るために保健医療局・福祉局ならびに東京都立病院機構との連携の下、ライフステージに沿った地域歯科保健活動を通じて、今後も児童虐待防止対策や食育支援に取り組むとともに周術期口腔ケアや小児を含む在宅歯科医療に積極的に参画し、また、医療的ケア児への歯科医療・口腔機能管理、高齢者への口腔機能維持・向上や認知症対策、オーラルフレイル予防、介護予防といった健康長寿社会に直結する歯科保健サービスを多職種と連携しながら行っています。

都民が安心して質の高い医療を受け、生涯に亘って健康に暮らせるよう、医療提供体制や在宅歯科医療の整備、医療人材の育成、生活習慣病の予防や健康づくりの支援等を推進していくために、引き続き令和8年度予算編成に当たっては、特段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

所 管 別 要 望 事 項

保 健 医 療 局 関 係

一 歯科保健対策関係

- 1 8020運動推進特別事業の継続実施…………… P1
- 2 保健医療普及啓発事業の継続および充実…………… P3
- 3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実…………… P6
- 4 医療安全および患者への情報提供の充実…………… P7

二 障害者歯科保健対策関係

- 1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実…………… P8

三 感染症対策関係

- 1 歯科医療従事者向けHIV/エイズ講習会の継続…………… P12
- 2 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実…………… P12

四 基盤整備等歯科保健医療対策関係

- 1 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進ならびに連携体制の強化…………… P13
- 2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大…………… P14
- 3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実…………… P14
- 4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実…………… P15
- 5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実…………… P16

福祉局関係

一 障害者歯科保健対策関係

- 1 障害者歯科医療の充実 P19

二 基盤整備等歯科保健医療対策関係

- 1 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および
設備整備等の充実 P20

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

- 1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充 P21

保健医療局関係

一. 歯科保健対策関係

1 8020運動推進特別事業の継続実施

平成12年度、国は8020運動推進特別事業を創設したが、平成23年、国は歯科口腔保健の推進に関する法律を制定したにもかかわらず、本事業に対する予算を1/2にカットするなど、国の歯科保健対策が混迷を極めている。しかし、本事業の継続性は本会並びに都民に対しても非常に重要な事業であることから、予算削減分の補填等を含め、引き続き令和8年度も8020運動推進特別事業を継続されたい。

(具体的施策)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 多職種向け食育支援講習会の実施 | (継続要望) |
| (2) 在宅歯科医療研修会の実施 | (継続要望) |
| (3) 高齢者に対する歯科健診受診勧奨 | (継続要望) |

(理由)

(1) 多職種向け食育支援講習会の継続実施について

本会では、子育て支援や生涯を通じた健康づくりの支援策を推進するために、食生活を支える「歯・口腔の健康づくり」について、平成20年度の食育支援事業で作成した「食育サポートブック」および26年度に新たな事例集として発行した「歯と口の健康からはじめる食育チャレンジブック」を活用して講習会（歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士及びその他関連職種向け）を実施している。今後も引き続き、幅広い人材育成を継続して行えるよう要望する。

(2) 在宅歯科医療研修会の継続実施について

超高齢社会に向け、在宅歯科医療の必要性が多方面から叫ばれている中、令和4年度かかりつけ歯科医機能推進等に関する調査報告書によると、未だ、歯科医師の訪問診療の実施状況は33.0%と低い。東京都歯科保健推進計画が策定され、今後益々、在宅歯科医療は重要になると思われ、特に多職種と連携しながらの地域包括ケアシステムの構築において、既に地域では導入が進んでいるICTについても、まずは基本的な知識を学ぶために、連携に役立てる目的とした研修も必要である。システム構築を目指すためにも在宅歯科医療を推進する必要性は増していくと思われる。新興感染症の進行時にも対応できる在宅歯科医療についても、今後、研修会等で推進していくかなければと考える。現在、事例報告を交えた研修会を継続的に実施しているが、地域で核となる人材の養成はますます重要であり、引き続きそのための財政支援を要望する。

(3) 高齢者に対する歯科健診受診勧奨について

高齢者（75歳以上含む）の歯科健診率は非常に低く、オーラルフレイル予防の観点からも、その受診率を上げる事は急務と考える。また、歯周病と生活習慣病との関係は相互に影響を与えるとあり、特に糖尿病患者に対する歯周病治療のガイドラインが日本歯周病学会から発表されている。

そこで、医科健診を受診した高齢者（75歳以上含む）に歯科健診を推奨する広報活動として、東京都後期高齢者医療広域連合との連携によるリーフレット等の配布等の取組が今後も必要であると考え、その事業に予算を要望する。

2 保健医療普及啓発事業の継続および充実

会員は、かかりつけ歯科医として地域住民の健康増進に寄与するため、様々な事業（歯科保健研修会、相談、健診、在宅医療等）に参加することにより、都民に対し、住民ニーズの変化に応じた適切な歯科サービス（禁煙支援・糖尿病予防・産業歯科・オーラルフレイル対策等）を提供している。特に本会では、毎年、東京都歯科保健普及啓発事業補助金を活用し、都民を対象とした「歯と口の健康週間－上野動物園行事－」を実施しており、これは、全国でも最大規模の歯科保健イベントとなっている。今後も地域住民の各ライフサイクルに沿った口腔領域のプライマリ・ケアを継続的に提供するために、次年度も同事業を活用した歯科保健イベントや都民および会員向けの研修会及び啓発リーフレット等の作成に伴う予算措置をされたい。

また、コロナ禍での上野動物園行事の代替事業として実施した普及啓発動画の作成は、多くの視聴者を得ていることから、今後の事業継続を併せて要望する。

（具体的施策）

- | | |
|---|--------|
| (1) 都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大 | (継続要望) |
| (2) 都民に対する糖尿病対策の充実 | (継続要望) |
| (3) 勤労者に対する産業歯科医による
特殊歯科健診の増加に対応する体制構築 | (継続要望) |
| (4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業
の継続実施 | (継続要望) |
| (5) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発 | (継続要望) |
| (6) オーラルフレイルに関する多職種との協働・情報共有 | (新規要望) |

（理由）

（1）都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大について

本会では平成14年度より喫煙が歯周病のリスクになるとの認識を都民に普及させるために都民向けリーフレットを作成し、また禁煙支援プログラムに関する研修会の実施およびプログラムを活用して禁煙支援に取り組む歯科診療所の拡大を図ってきた。その結果、都内のモデル医療機関数は527歯科医療機関、歯科衛生士も含めた研修会参加者数は約970名に上る。国際都市東京に恥じないように今後も、都民並びに会員を対象とした禁煙支援フォーラムの継続実施を強く要望するとともに、都民の受動喫煙防止に関する行政による施策のさらなる推進を要望する。

（2）都民に対する糖尿病対策の充実について

歯周病は、糖尿病の合併症ともいわれ、糖尿病が歯周病の発症や重症化と密接に関連し、また歯周病の治療が、血糖値のコントロールに資するという知見も得られるなど、相互の

関係が明らかになっており、令和元年に日本糖尿病学会が発行した『糖尿病診療ガイドライン 2024』では、II型糖尿病に対してグレード A で歯周病治療が推奨された。都民の大きな健康課題である糖尿病の予防や治療には、歯科医療からのアプローチも重要である。平成 31 年 3 月には医療連携のさらなる推進を目的の一つに、東京都糖尿病医療連携ツールの改定が行われた。地域医療連携のさらなる推進に向け、財政的支援および医療連携への歯科の参画を進めるよう要望する。

(3) 勤労者に対する産業歯科医による特殊歯科健診の増加に対応する体制構築について

産業歯科医が社会的役割を果たすための環境は、現在整備されているとはいえない状況にある。令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知『有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について』では、労働安全衛生法で歯等に有害な酸の取扱い業務に當時従事する労働者に対し、歯科健診（以下、特殊歯科健診）の実施等を義務づけているが、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5% にとどまっていた。特に當時 50 人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では 22.5% と低い傾向が見られたと報告されている。それに伴い労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、令和 4 年 10 月 1 日から施行され、今後特殊歯科健診の重要性が高まることが見込まれる。

東京都歯科医師会としては、事業所からの特殊歯科健診依頼に対して都内各地区歯科医師会でスムーズに受け入れできるよう体制を構築することを計画していることから、マニュアルの作成・配布及び体制構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

(4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業の継続実施について

本会と東京都共催の 60 年間続いている『歯と口の健康週間・上野動物園行事-』はコロナ禍で 3 年間中止となっていたが、令和 5 年 6 月 4 日に規模を縮小し、内容も大幅に変更したものの、無事に開催し盛況であった。1 日に 2 万人弱の来園者がある会場で行う歯科保健の普及啓発を目的とした行事は国内でも最大級であり、目的としているかかりつけ歯科医を持つことや定期歯科健診の重要性など歯科保健普及啓発に大きくつながった。

今後規模の拡大、内容の変更も考慮に入れ、来年もさらに多くの都民へ「歯と口の健康づくり」の周知に邁進していくために支援を要望する。

(5) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発について

思春期から青年期にかけては、進学や就職による環境の変化にともない、日常生活が不規則になり、生活習慣が乱れやすくなるため、う蝕や歯周病のリスクが高まることが懸念される。さらに、口腔の健康への関心が薄いままで重ねていくと、全身の疾患にかかって場合、自身の健康はもとより、その次世代である子ども達の健康にも影響を与える可能性がある。

しかし、現状は義務教育終了後及び高校卒業後、法的に実施が義務づけられた歯科健診

がない状況である。そこで、本会では新たな事業として令和5年3月から4月にかけて2校の都内大学生を対象とした歯科健診を実施しており、令和7年4月までで約5,800名が受診している。今後も実施規模を増やしていくことで大学生の口腔内の状況を把握し、かかりつけ歯科医を持つことの大切さや習慣化の意義の啓発を図るため、財政的措置を要望する。

(6) オーラルフレイルに関する多職種との協働・情報共有について

令和6年にオーラルフレイル OF-5 が発表されたが、OF-5 とは歯科口腔状態（残存歯数の低下）、咀嚼困難感、嚥下困難感、口腔乾燥感、活舌低下、この5項目のうち2項目以上該当した場合オーラルフレイルとなる。これを広く周知するためには、すでに何らかの口腔内の問題があり歯科医院に来院していたり、歯科検診を受けている高齢者だけではなく、高齢者歯科検診については全体の約3%程度しか受けていないので、歯科医師会だけではなく、医師会、薬剤師会と連携し、高齢者の9割が通院している医科診療所、薬局等に来院する都民へ、オーラルフレイルについて普及することは大変有効であると考える。オーラルフレイルについてのリーフレットを作成し、先ほどの5項目を載せ自らがチェックできるようにする。

この OF-5 は、様々な口腔機能のささいな衰えを早期に気づく事によって食を支え健康寿命の延伸につながるものであり、更に口腔機能についての歯科検診を受けることによって、2025年骨太の方針にあるように、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理に繋がるものである。

そこで医師会の提唱する「フィジカルフレイル、オーラルフレイル、ソシアルフレイル、メンタルフレイル」などのフレイル検診に成人眼科検診・高齢者難聴検診・認知症検診などの複数の検診を一元的に行う「高齢者セット検診」に歯科検診を加え、医師会と協働して実施し、その歯科検診に対する予算を要望する。

また、この様な検診をするだけでは無く、その結果を薬手帳やスマホに入れて医科の複数の科や歯科、介護職等が共有することによって多角的な視点からの予防ができる様に、まずは先ほどのリーフレットに OF-5 の結果とそこから2項目該当した場合歯科医院で口腔機能検査を行い、その結果を記載し薬手帳に添付できるようにし、またはスマートフォンから検診結果をみれるアプリ等のシステムの開発を要望する。

3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実

この事業は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び東京都歯科保健推進計画その他国又は都が定める保健、医療にかかる各種法令や計画等の趣旨に基づき、都における歯科口腔保健施策を推進し、都民の歯と口腔の健康づくりとそれによってもたらされる生活の質の向上に寄与することを目的としていることから、引き続き事業を継続されたい。

（具体的施策）

（1）歯科口腔保健推進事業の実施

（継続要望）

（理由）

（1）歯科口腔保健推進事業の実施

国は、平成 23 年に歯科口腔保健推進に関する法律を定め、その中で基本理念や施策の基本となる事項等を定め、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進することとした。

また、東京都では老人福祉計画と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定し、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）及び団塊ジュニア世代が高齢となる令和 22 年（2040 年）を見据え、地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現を目指し、平成 30 年 3 月に歯科口腔保健の推進に関する方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画である東京都歯科保健推進計画を策定した。それを受け、東京都の委託により、本会では、令和元年度から 2 年度にかけて、東京都歯科保健推進計画に基づきライフステージに応じた歯科口腔保健の推進、かかりつけ歯科医の普及啓発事業を都民向けに実施するとともに、在宅歯科医療の普及を目的とする医療従事者向け啓発事業を行った。令和 8 年度についても、計画を推進するために必要な取組への予算措置を講じられたい。

4 医療安全および患者への情報提供の充実

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けることが努力義務とされている。また、医療安全支援センターは、患者やその家族からの医療に関する苦情や相談に応ずること、医療の安全確保に関し必要な情報の提供を行うこと等がその業務として規定されている。都民の歯科領域における健康の維持・向上のためにも、貴庁における医療安全支援センターの増強を要望したい。

(具体的施策)

- (1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実 (継続要望)

(理由)

(1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実について

医療安全支援センター「患者の声相談窓口」では、全ての診療科に関する様々な相談が持ち込まれていると思われるが、現在のところ、相談担当者には主に看護師が配置され運営されている。そこで、歯科領域に関する相談案件についても、今まで以上に対応できるようにするため、相談担当者に歯科医師や歯科衛生士を加えて運営されるよう、人員措置を要望する。

二 障害者歯科医療対策関係

1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実

心身障害者等スペシャルニーズのある方の歯科保健医療分野での診療、機能療法の提供、教育研修、調査研究や情報受発信における中核的機能を持つ都立心身障害者口腔保健センターの、事業運営の充実を図られたい。

(具体的施策)

- | | |
|--|--------|
| (1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、
災害発生時の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 医療安全対策（感染症対策・人的支援）の充実、強化 | (継続要望) |
| (3) 教育・研修事業の充実、強化 | (継続要望) |
| (4) 障害者歯科の地域での一層の推進 | (継続要望) |
| (5) 多摩地域分室の設置 | (継続要望) |
| (6) 災害時及び訪問診療にも活用できる診療車
「既存の巡回歯科診療車」の更新 | (継続要望) |

(理由)

(1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、災害発生時の体制整備について

当センターは、設立 40 年を越え、施設配管設備類の老朽化や医療機器等備品類に関して経年劣化の進行が顕著になりつつある。このような切実な状況も踏まえ、建物設備改修や医療機器等の計画的更新及び耐用年数に達せずに故障やトラブルを起こし日々の診療に支障をきたす医療機器への対応など、これまで以上の財政措置をご配慮いただきたい。

今後の中長期的な課題であるが、東日本大震災を経験し、ビル高層階から障害者の方々を避難させることの困難を実感している。毎年 3 月には、EVAC CHAIR（歩行困難な方を人力により階段から運搬する機器）や、キャリーマット（簡易担架）を用いた避難訓練を実施している。しかし、この訓練を通じて障害者の方々を安全に避難させるためには 8 階、9 階という立地に不安を感じている。大規模災害や火災などへの抜本的な安全対策を支援していただきたい。

(2) 医療安全対策（感染症対策・人的支援）の充実、強化について

当センターの患者は心身障害者や高齢者の方であり、感染症対策においても特段の配慮が求められる。例えばこれまで、HIV の基礎疾患をお持ちの患者の歯科診療を行ってきており、平成 24 年度からはエイズ協力歯科医療機関に登録し、歯科医療分野での HIV 対策にも積極的に取り組んできている。

具体的には、センター「院内感染対策マニュアル」に基づき様々な感染防止のための体

制整備に努めている。近年、より確実な感染防止の一環として、ディスポ製品使用の拡充を図ってきており、特に直近の新型コロナウイルス感染症を含めあらゆる感染症対策においても、一層の徹底が求められている。これら感染防止対策の推進のため、必要な財政措置を引き続き講じられたい。

また、医学・医療技術は日進月歩で進歩している。安全で質の高い医療の提供には症例検討などスタッフ一同の情報の共有、研修が不可欠である。診療時間外に実施する人件費及び、働き方改革推進の現在、スタッフ人員の強化への財政措置を要望する。

(3) 教育・研修事業の充実、強化について

センターでは専門家育成研修として、地域での障害者歯科の担い手となる歯科医師、歯科衛生士を育成するための個別研修会、また様々なコメディカルの方々を対象とした集団研修会などを、最新のテーマを設けてセンター職員や外部講師も招聘して実施してきており、非常に好評を得ている。

また、23区内や多摩地域の様々な福祉施設や介護施設等で働く職員や入所者、保護者の方々を対象に、地域派遣研修と銘打ってそれぞれの施設にセンター職員が出向き、それぞれのニーズに即した、あるいは予防歯科の観点から基礎的な内容の研修会を行っている。

さらに、平成29年度からは、都の摂食・嚥下機能支援推進事業を引き継ぐ形で、摂食嚥下に係る研修をセンター事業として実施している。

このように歯科医師など専門家だけでなく広く都民の方々を対象に、障害者歯科に係る保健・医療・福祉分野の教育研修事業を実施してきており、これらに対するニーズの高まりを日々実感しているところである。

障害者歯科領域に限らず予防歯科の重要性が広く認識されつつある現状において、障害者歯科診療の現場で豊富な経験を有する当センター職員が果たすべき教育研修事業での役割は、ますます重要なものとなる。そのためには何よりも、当センターにおける人員体制の一層の充実が不可欠であるため、引き続き財政面での支援を要望する。

(4) 障害者歯科の地域での一層の推進について

地域の障害者歯科保健の一層の推進を図るためにには、当センター歯科医師が、地区口腔保健センターの歯科医師や既にセンターに登録いただいている「協力医」や「登録医」の歯科医師と連携し障害者診療の充実を図ることが第一である。また、患者が円滑に地域移行できるよう、地域の歯科診療所と連携を進めるとともに、地域の要望に応じて研修（派遣研修含）内容を充実するなど地域の診療所との連携を強固にしていく。

さらに、当センターと都立病院など病院歯科や歯科大学病院との役割分担を明確にするとともに、地域の歯科診療所や障害者施設等における障害者の歯科受診の実態を把握し、当センターが果たすべき役割を明確にしなければならない。そのためには、都の総合的な歯科保健推進施策の中、障害者歯科領域での中核施設である当センターにおける財政措置の一層の充実が図られることを重ねてお願いするものである。

(5) 多摩地域分室の設置について

東京都立心身障害者口腔保健センターは、地域の医療機関では対応が困難なスペシャルニーズのある方の口腔保健の向上を目的に東京都が昭和 59 年 6 月に設置、以来約 40 年にわたり公益社団法人東京都歯科医師会（本会）が管理運営を受託し、ノーマライゼーションの精神を基本に、障害のある方の生命・生活・人生の質（QOL）の向上を目指して良質な歯科医療の提供や教育研修事業、情報提供などに積極的に取り組んでいる。

東京都における障害児・者は、各障害者手帳登録者数及び各手帳を持たない都民や医療技術の進歩により中途障害を持つ患者も多く存在しており、その数は年々増加している。また、介護者・保護者は高齢化し、医療資源が二極化しているのが現状である。

当センター来院患者の定点調査においても他県患者を除いて区部は 84.5% であり、市町村部計はわずか 10.1% に過ぎず、これは地域性、保護者の高齢化及び入所施設への人的支援者数の問題や地域で受診を希望するなどがその理由であり、障害児・者の医療提供へのニーズに対応できていないのが現実である。

多摩地区においては都内と比較し障害者を受け入れる大学病院や、病院歯科など医療資源が少なく、全域にいきわたっているものといえば、協力医療機関やセンターなどが多摩地区歯科医師会のご理解のもと多く存在するも、支援、医療提供が不足していることは明確である。

1970 年に成立した「心身障害者対策基本法」が、1993 年に「障害者基本法」に改められ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、医療、介護の条文が新設され、国および地方公共団体は、医療もしくは介護の給付またはリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとする」であり、「その人権を十分に尊重しなければならない」と謳われている。

地域の受診体制の課題として、地域資源が十分でない市町村群部は単独で体制構築を行うことは難しく、都道府県における広域での調整が必要である。

障害者は健常者同様、地域で支えるのが基本である。また、障害者においては疾患特有の対応が患者の QOL の向上、全身の健康へと繋がる。それには質の高い医療の提供が重要であり、そのためには障害児・者に特化した専門の医療施設を配置することは基本法、東京都歯科保健推進計画の趣旨から早急に必要である。

令和 6 年度に障害者歯科医療設備整備事業・障害者を対象とする全身麻酔下での歯科医療を実施するのに必要な医療機器導入費用の一部補助事業が設定され、7 年度も継続されているが全身麻酔下による集中治療の実施は障害児・者の特性の治療対応区分からも機器設備の充実は必須ではあり、通院回数の減から家族、介護者の支援にもなる。しかし、通常下、体動コントロール下による治療や口腔管理、予防を担う人材育成、及び広域である

多摩地区の医療資源の現在の配置では、今回の機器整備医療機関のみでだけでは賄えず、多摩地域へのセンター設置は更に重要である。

改めて当センターを積極的に活用した多摩地域における拠点、また、分室等の設置も視野に入れた障害者歯科医療における環境整備の充実を図られたい。

(6) 災害時及び訪問診療にも活用できる診療車「既存の巡回歯科診療車」の更新について

歯科医師会は、歯科医療提供体制の整備に向け、各施設、開業医や地区歯科医師会及び保健所など障害者歯科医療に係わる機関と協力しながら、医療連携づくりに取り組んでいくことが求められる。災害時のみならず、歯科診療車を利用した健康の増進、在宅医療の充実は、今後増加することが予想される訪問診療のニーズにも対応でき、なおかつ「いい歯東京」の事業の推進に繋がるものと考えられるため、既存の車両の維持や設備等に向けた予算措置を講じられたい。

三 感染症対策関係

1 歯科医療従事者向け HIV/エイズ講習会の継続

この事業は、歯科医療従事者のエイズに対する知識の向上を図り、AIDS患者及びHIV感染者の歯科医療体制の確保を目的に歯科医師に対する講習会を年2回実施し、平成12年度より東京都受託事業として実施しているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施について

東京都におけるAIDS患者・HIV感染者の報告数は依然として増加し続けている一方、抗HIV治療薬のめざましい進歩で患者さんの予後は劇的に改善し、患者さんの増加とその予後の改善による高齢化が進んでおり、社会状況も変わり、HIV感染者との共存社会となっている。AIDS患者・HIV感染者にとってデンタルケアは健康管理上からも大変重要な要素のひとつとなっていることから、歯科医療従事者を対象に、HIVに対する知識や患者への対応、感染防御の知識の普及を図ることなどを目的とする講習会を実施してきた。今後も、必要性が増す中で、引き続き年2回の講習会を実施されたい。

2 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実

この事業は、平成13年度より開始され、HIV陽性者が職場や住まいの近くなど身近な地域で歯科治療を受けられるよう、東京都より本会に委託して実施している。エイズ診療協力病院等からの要請により、登録している歯科医療機関の中から、患者のニーズ（かかりたい理由、最寄り駅、通院日時など）に適した歯科医療機関を紹介することを目的としているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施について

本会における主なエイズ対策として、HIV感染者の紹介事業として平成13年度より開始した協力歯科医療機関数は104医療機関、紹介件数は、令和6年度は62件の紹介件数があり、初診実数として581人の実績があった。

未だに医科の診療所にも見られない連携システムであり、有効なネットワークとして、より一層の充実、推進を図られたい。一方、協力歯科医療機関にとっては、ハイリスクの患者を診療するため、スタッフ教育や感染防御対策等種々の対応を自ら備えなくてはならないため、診療機関への財政措置は勿論のこと、研修会の充実や、様々な新しい緊急性の強い感染症への対応に遅れないよう、高次で緊急性の高い感染症に対応できる大学附属病院、病院歯科等との医療連携システムの構築やネットワークづくりを進めるための財政支援を要望する。

四 基盤整備等歯科保健医療対策関係

1 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進ならびに連携体制の強化

(具体的施策)

- (1) 大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成
(継続要望)

(理 由)

(1) 大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成について

東京都歯科医師会は、令和 3 年 2 月 1 日に東京都と締結内容を改正した「災害時の歯科医療 救護活動についての協定書」に基づき各種災害対策事業を実施しており、歯科医療救護班の編成要員の事前登録として「災害時医療救護従事者」を約 700 名登録し、毎年実施される合同総合防災訓練においては、医療救護活動訓練（歯科医療救護活動およびトリアージ）および検視・検索・身元確認訓練に参加協力している。

また、平成 26 年度から令和元年度にかけて東京都にて実施された災害時歯科口腔用備品整備事業において、12 保健医療圏に身元確認用デジタル X 線の配置、都内全地区歯科医師会への口腔内カメラの配置を行う等、東京都と協力し大規模災害に備えている。その中で、大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成を目的とした、「JDAT 標準研修会」の実施について支援を要望したい。

「JDAT 標準研修会」は従前、平成 30 年度から日本歯科医師会が厚生労働省の補助事業として開催し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、行政職、企業等の関係職種を対象に、災害時に関係機関や関係団体との共通言語の下で適かつ迅速に対応できる者を養成する目的で、講義形式の研修および実災害を想定した演習を行ってきたが、令和 6 年度より各地域で開催することで受講者の拡大を図り、令和 4 年に発足した日本災害歯科支援チーム（JDAT）の各都道府県での配置の加速化を行うことが望まれており、東京都歯科医師会としては、令和 6 年度から同研修会を開催している。

今後、発生が予想される首都直下地震等に備え、東京都における危機対応力の更なる強化と円滑な災害歯科保健医療の展開のため、本事業に対する財政的支援を要望する。

2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大

(具体的施策)

- (1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大
(継続要望)

(理 由)

(1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大について

8020運動の推進には、フッ化物応用への一層の取組が必要であり、このために東京都歯科医師会は東京都と協力し、平成14年度から神津島村においてフッ化物洗口を応用した歯科保健事業をおこなってきた。この結果、12歳児の一人平均う歯数が半減するなど大きな成果を得ることが出来た。

また、平成22年度より三宅村等にてフッ化物洗口が開始され、神津島同様、歯科疾患の予防に係る普及啓発の一定の成果を見たが、その他の必要とされる地域に広がっていない。今後とも、介入の効果がでている神津島村等で培ったノウハウ（保育所等における幼児のフッ化物洗口法への取り組み等）を他の島しょ地域や特に幼児期のう蝕有病率の高い、その他の地域に積極的に東京都としてフッ化物応用を働きかけられるよう引き続き事業の拡大を図られたい。

3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実

日進月歩の歯科医学をより早く都民に還元するために、また、かかりつけ歯科医を中心とした医療の機能連携を推進するために、また、多職種連携をスムーズに進めるためにも、今までにも増して医学技術振興および研修事業の充実が重要であるため、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

- (1) 各種研修会事業への補助金の増額
(継続要望)

(理 由)

(1) 各種研修会事業への補助金の増額について

本会では、従前より医学技術振興事業については、会員への資質向上に向けた学術講演会の開催や、都民に対する歯科保健の普及啓発事業としての都民向け講演会や、食育イベント、また、患者用のチアーサイドパネル等の作成をおこなうなど、都民ニーズに合った事業を展開している。今後も都民への多種多様なニーズに対応すべく、補助事業の継続要望をする。

4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実

ますます複雑化する医療保険事業を円滑適正に遂行し、都民（被保険者）の福祉に貢献するために、保険医等講習事務委託事業の充実が必要である。

そのために、保険医等講習会等をさらに充実させ、都内保険医療機関への医療保険制度の周知徹底を図るための予算増額を要望する。

（具体的施策）

（1）保険医等講習事務委託事業

（継続要望）

（理由）

（1）保険医等講習事務委託事業について

国民健康保険業務を円滑適正に遂行し、被保険者の福祉に貢献するため、保険講習会及び地区医療保険委員会活動の充実が必要である。

保険講習会の充実

保険診療に係る事務、保険医療制度周知のための保険講習会の一層の充実のために増額の予算措置を講じられるよう要望する。保険講習会の充実を図って都内保険医療機関の保険知識の向上に役立てることは、患者の歯科保険診療のためにも意義があり、必要なものである。

地区医療保険委員会活動の充実

医療保険においては、2年に1度診療報酬改定が行われる他、3ヶ月毎に歯科用貴金属の随時改定が行われている。

また、昨今、医療保険制度の改正も多く、歯科医師にとっては、より身近な地区医療保険委員会による個別講習やレセプト整備が有効な手段となっている。

そのため、これまで以上に地区医療保険委員会による活動が必要だと考えられる。

5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実

平成 26 年度から医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備などへの財政支援として創設されている『医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）』を在宅歯科医療および認知症対応の充実に、有効的且つ総合的に活用ができるよう強く要望する。

（具体的施策）

- | | |
|---|--------|
| (1) 在宅歯科医療を実施するための設備整備事業 | (継続要望) |
| (2) 地域包括ケアシステムの構築に寄与する
連絡会の実施 | (継続要望) |
| (3) 在宅歯科医療推進事業 | (継続要望) |
| (4) 周術期口腔ケアの推進 | (継続要望) |
| (5) 新興感染症発生時における在宅歯科医療患者の
歯科口腔管理連携推進 | (継続要望) |

（理由）

（1）在宅歯科医療を実施するための設備整備事業について

平成 23 年度には、国の財源不足から大混乱を招いた在宅歯科診療設備整備事業は、本来、本人自己負担が 1/3（国 1/3・都 1/3）で購入できる在宅歯科診療器材が、自己負担 9 割という、前代未聞の事態を会員に強いいる結果となり、国への信頼度は失墜した。

平成 26 年度からは新たな基金のメニューとして、東京都独自の制度に再構築し、在宅歯科医療研修会や東京都周術期口腔ケア推進事業の研修修了者等が対象となっており、在宅歯科医療の推進に益々寄与することができる事業となっている。

しかし一方で、申請手続きの煩雑さが課題となっており、申請をせずに諦める者も一定数いるため、さらに在宅歯科医療に取り組む医療機関を確保していくために、手続きを簡素化したうえで引き続き次年度以降も継続的に実施されるよう強く要望する。

（2）地域包括ケアシステムの構築に寄与する連絡会の実施について

在宅歯科医療を実施する歯科医療機関数を増やし、口腔管理の重要性についての理解や協力を、在宅療養者や高齢者施設等に推進していく事が、今後も必要である。2040 年を見据え住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていくため、そして健康寿命の延伸にはいつまでも口から食べる事が重要で、オーラルフレイル予防と口腔機能低下症、周術期を含めた口腔ケア、専門的口腔管理への医科、薬剤、看護、介護職等の多職種の理解や協力が必要であるが、地域ごとの実情があり、状況に応じた連携構築が不可欠である。

そこで東京都歯科医師会では、歯科が積極的に地域包括ケアシステムに参加できるように、多職種等との連携方法、実際の地区での取組を含めた連絡会を開催し、多方面、多職種にわたる連携構築を確立していくとし、その開催実施に対して支援を強く要望する。

(3) 在宅歯科医療推進事業について

東京都歯科医師会では、歯科医療機関及び介護施設等の職員に対して、歯科にかかる多職種のノウハウや意義を伝えるとともに患者・家族や介護を担う人材に対し、歯科介入の意義を普及啓発することで、地域における多職種連携の取組を支援し、在宅療養患者の口腔機能の維持・改善・向上を図っている。

具体的には、在宅歯科医療を実施する歯科医師と他職種が連携するにあたり、求められる役割や必要な知識、介護、訪問看護等の役割、機能等について理解を深めるためのマニュアルを作成した。

また、地域で在宅歯科医療講演会を実施し、歯科医師や歯科衛生士等に対し、介護保険制度や地域包括ケアにおける多職種連携の先駆的な取組などを紹介することで、他職種に対し歯科の重要性について発信するなどの他職種と歯科医療を繋ぐためのノウハウを伝えている。令和8年度も引き続き、基金を活用して、地域で活用できるチェックリストの普及並びに介護支援員、介護者等への啓発ができるよう事業継続を要望する。

(4) 周術期口腔ケアの推進について

周術期における、その口腔ケアを含む口腔機能管理について保険導入されて10年以上が経過した。がん等の手術前後で全身麻酔による気管挿管時の口腔内の状態を整え、誤嚥性肺炎予防、放射線療法による口内炎等の疼痛緩和、化学療法、BP製剤使用、とその管理については多岐にわたる。口腔ケアを含む口腔機能管理を適切に行える歯科医療機関を増加していくために、「周術期口腔機能管理推進事業」として今までの研修会をさらにスキルアップしていく事が必要である。

本会は、東京都とともに平成25年度から29年度までの5年間、周術期口腔ケアに関する事業（H25～27周術期口腔ケア体制基盤整備事業、H28～周術期口腔ケアにおける医科歯科連携推進事業）に取り組み、周術期の患者に適切に対応できる歯科医師（681名）、歯科衛生士（217名）の養成や患者、家族への普及啓発ツールの開発、作成、病院と地域歯科医療機関の連携を図るためのモデルの構築を都内2か所の病院で行った。

平成30年度以降も「周術期口腔ケア推進事業」として事業を継続し、12年間の合計で925歯科医療機関が連携登録機関として登録されている。

これらの取組から、全都に周術期の口腔ケアの体制を広げるためには、より多くの人材養成とともに、各地域における病院と地域の歯科医療機関の連携が不可欠であることが明白となったが、地域の歯科医療機関は従来から病院歯科との連携はあるものの、他科との連携は非常に希薄な状況にある。また、病院と地区歯科医師会の組織間の連携も課題である。

そのため、平成28年度から、各病院と地域の歯科医療機関との連携を強化し、地域において周術期の口腔ケアが確実に推進できるよう、地域特性をふまえた体制整備の支援に取り組んだ。令和8年度においても引き続きより多くの地域の歯科医療機関が周術期口腔ケ

アに取り組めるよう事業継続を要望する。

(5) 新興感染症発生時における在宅歯科医療患者の歯科口腔管理連携推進

令和5年に第8次医療計画の中で〔6.新興感染症発生、まん延時の医療体制〕の対応の方向性としての意見が取りまとめられた。その中で在宅歯科医療患者等に対する歯科口腔管理は重要であるとし、必要となる在宅歯科医療や高齢者施設等との連携が円滑に実施できる体制を含め、地域の実情を踏まえた歯科保健医療体制の構築を進めるとしている。

日頃の在宅歯科医療を行う歯科医療機関数の増加が必須の課題のため、まずは研修会を行い、参入しやすいように初步的な知識や、スキルアップのために口腔機能低下や摂食嚥下障害についての専門的な知識を内容に取り入れていく。その上で新興感染症発生、まん延時においても途切れることのない在宅歯科医療を推進するために、今まで歯科診療所に来院する患者への歯科医療提供を想定していたが、在宅歯科医療や高齢者施設等でも安心、安全に歯科医療が提供できるように研修会を行っていく必要があり、支援を要請する。

福祉局関係

一 障害者歯科医療対策関係

1 障害者歯科医療の充実

医療的ケア児は年々増加しているのに対して、歯科医療従事者の認識および理解の不足や、医科との連携構築が不十分なために適切な治療が受けられておらず、理解促進を図るための研修会開催について財政的支援を要望する。

(具体的施策)

- (1) 小児在宅歯科医療、特に医療的ケア児についての啓発・及び研修会の実施
(継続要望)

(1) 小児在宅歯科医療、特に医療的ケア児についての啓発・及び研修会の実施について

日本は周産期医療の進歩により、新生児及び乳児の救命率は世界でトップクラスであり、厚生労働省によると人工呼吸による管理や経管栄養の管理など高度な医療処置を必要とする医療的ケア児が年々増加し、全国の19歳以下の在宅の医療的ケア児は全国で2万人（都内2,000人）、20年間で約2倍となり、それに伴い歯科口腔領域の対応を必要とする乳幼児も増加している。

しかしながら、医療的ケア児の口腔ケアや歯科治療について知識や経験がある歯科医師や歯科衛生士が少ないのが現状であり、法定健診である1歳6か月児歯科健診や3歳児歯科健診を受診できず、就学まで一度も口腔内診査を実施したことがない医療的ケア児もいる。これは、歯科医療従事者の認識や理解不足によるものが多いと推測できる。

医療的ケア児の歯科的問題には、歯科を受診しにくいなどの理由から、誤嚥性肺炎に罹患する危険性が懸念される。その裏には、人として口から食事をする楽しみを味わうことができない経管栄養者が抱える摂食嚥下障害等の要因が隠れている。

医療的ケア児について歯科医療従事者と東京都医師会など各関係団体や東京都医療的ケア児等コーディネーターとの連携の充実を図り、正しい理解のもとに人材育成、養成が重要であり、医療的ケア児の歯科的問題について理解を求めるには歯科からの各団体への発信が必要である。研修会を通じ医療的ケア児及び家族の生活の質の向上、QOLを図るために研修会開催の財政支援を要望する。

二 基盤整備等歯科保健医療対策関係

1 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実

平成 26 年度から医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備などへの財政支援として創設されている『医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）』を在宅歯科医療および認知症対応の充実に、有効的且つ総合的に活用ができるよう強く要望する。

(具体的施策)

(1) 認知症対応力向上の推進

(継続要望)

(1) 認知症対応力向上の推進について

日本の高齢化は年を追うごとに進み、認知症の人の数も今後さらに増加していくことが予測されている。平成 27 年 1 月に厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン) が公表され、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指している。

東京都では平成 28 年度より、認知症の人や家族を支えるための認知症対応の基礎知識及び早期発見・早期対応の重要性や歯科診療継続のための方法を習得するとともに、医療・介護・地域が連携した生活支援の重要性を理解するための「歯科医師認知症対応力向上研修」を本会に委託して行い、令和 6 年度までの 9 年間で 2,244 名の歯科医師の受講者を得た。歯科医師が認知症の人に対する対応力を向上することは、これから一層求められるスキルのひとつといえる。

今後も継続した予算措置を講じられるよう、要望する。

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充

「かかりつけ歯科医」を中心とした新たな歯科保健医療体制を構築し、都民の歯科保健の向上を図るためにには、地域において歯科保健医療の基盤が整備されることが必要であり、必要な支援策を講じられたい。

(具体的施策)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 医科・歯科医療連携の体制強化 | (継続要望) |
| (3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保 | (継続要望) |

(理 由)

(1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備について

都立病院は、地域で中核となる病院歯科を強力に支援および連携し、その結果として病院歯科での緊急体制および災害時での確保等、都民が安心できるよう平時からスムーズに協働して連携できるようなネットワークシステムの構築に対する必要な予算措置を引き続き講じられるよう要望する。

(2) 医科・歯科医療連携の体制強化について

国の示す、がん・脳卒中等の五疾病に対して新たな医療連携体制の構築が求められており、歯科医療もその一翼を担っていくものと考える。都立病院においては、悪性腫瘍や多様な疾患の周術期の患者に対する専門的口腔ケアによって、術後呼吸器感染症の予防や在院期間の短縮に効果を上げつつあり、患者満足度も高いと報告されている。今後は、がんの周術期口腔ケアだけでなく基礎疾患のある歯周病ならびにがん以外の周術期の患者に合併する歯科疾患に対しても医科・歯科の医療連携を進め、地域におけるかかりつけ歯科医とより効率的・効果的な診療体制が整備されるよう要望する。

(3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保について

国の地域医療介護総合確保基金事業等を活用し、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における患者の全身と口腔機能の向上を図り、また、在宅歯科医療を実施する地域の歯科医療機関の後方支援という地域医療構想においても重要な役目を担う病院歯科の体制強化に対する支援を要望する。

令和8年度 東京都予算要望重点項目

P3 2. 保健医療普及啓発事業の継続および充実【保健医療局】

P5 (6) オーラルフレイルに関する多職種との協働・情報共有について

令和6年にオーラルフレイル OF-5 が発表されたが、OF-5 とは歯科口腔状態（残存歯数の低下）、咀嚼困難感、嚥下困難感、口腔乾燥感、活舌低下、この5項目のうち2項目以上該当した場合オーラルフレイルとなる。これを広く周知するためには、すでに何らかの口腔内の問題があり歯科医院に来院していたり、歯科検診を受けている高齢者だけではかなり少なく、高齢者歯科検診については全体の約3%程度しか受けていないので、歯科医師会だけではなく、医師会、薬剤師会と連携し、高齢者の9割が通院している医科診療所、薬局等に来院する都民へ、オーラルフレイルについて普及することは大変有効であると考える。オーラルフレイルについてのリーフレットを作成し、先ほどの5項目を載せ自らがチェックできるようにする。

このOF-5は、様々な口腔機能のささいな衰えを早期に気づく事によって食を支え健康寿命の延伸につながるものであり、更に口腔機能についての歯科検診を受けることによって、2025年骨太の方針にあるように、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理に繋がるものである。

そこで医師会の提唱する「フィジカルフレイル、オーラルフレイル、ソシアルフレイル、メンタルフレイル」などのフレイル検診に成人眼科検診・高齢者難聴検診・認知症検診などの複数の検診を一元的に行う「高齢者セット検診」に歯科検診を加え、医師会と協働して実施し、その歯科検診に対する予算を要望する。

また、この様な検診をするだけでは無く、その結果を薬手帳やスマホに入れて医科の複数の科や歯科、介護職等が共有することによって多角的な視点からの予防ができる様に、まずは先ほどのリーフレットにOF-5の結果とそこから2項目該当した場合歯科医院で口腔機能検査を行い、その結果を記載し薬手帳に添付できるようにし、またはスマホから検診結果をみれるアプリ等のシステムの開発を要望する。

P13 1. 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進ならびに連携体制の強化【保健医療局】

P13 (1) 大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成について

東京都歯科医師会は、令和3年2月1日に東京都と締結内容を改正した「災害時の歯科医療 救護活動についての協定書」に基づき各種災害対策事業を実施しており、歯科医療救護班の編成要員の事前登録として「災害時医療救護従事者」を約700名登録し、毎年実施される合同総合防災訓練においては、医療救護活動訓練（歯科医療救護活動およびトリアージ）および検視・検査・身元確認訓練に参加協力している。

また、平成26年度から令和元年度にかけて東京都にて実施された災害時歯科口腔用備品整備事業において、12保健医療圏に身元確認用デジタルX線の配置、都内全地区歯科医師会への口腔内カメラの配置を行う等、東京都と協力して大規模災害に備えている。

その中で、大規模災害時等における円滑な災害歯科保健医療の展開に向けた人材育成を目的とした、「JDAT 標準研修会」の実施について支援を要望したい。

「JDAT 標準研修会」は従前、平成30年度から日本歯科医師会が厚生労働省の補助事業として開催し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、行政職、企業等の関係職種を対象に、災害時に関係機関や関係団体との共通言語の下で適確かつ迅速に対応できる者を養成する目的で、講義形式の研修および実災害を想定した演習を行ってきたが、令和6年度より各地域で開催することで受講者の拡大を図り、令和4年に発足した日本災害歯科支援チーム（JDAT）の各都道府県での配置の加速化を行うことが望まれており、東京都歯科医師会としては、令和6年度から同研修会を開催している。

今後、発生が予想される首都直下地震等に備え、東京都における危機対応力の更なる強化と円滑な災害歯科保健医療の展開のため、本事業に対する財政的支援を要望する。

令和 7 年 11 月 吉日

東京都知事

小池 百合子 様

特定非営利活動法人
東京難病団体連絡協議会
理事長 原田 久生
(公印省略)

令和 8 年度東京都予算に関する要望書

日頃より、難病患者・長期慢性疾病患者、家族へのご理解、ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、一度収束に向かった新型コロナウイルス感染症もまた、復活の兆しがあり、基礎疾患を持つ難病患者への不安は、依然より増してきております。また、物価の上昇や度重なる自然災害についても不安感を募らせております。

令和 8 年度の東京都予算に関しまして、以下の項目について、要望いたしますので、ご配慮をお願い申し上げます。

1. 難病相談のありかた

「東京都難病ピア相談室」の予算拡大と「難病相談・支援センター事業」の再構築について

現状、最低賃金を守りピア相談事業を実施するには困難な状態です。また都内在住の多くの患者の要望はピア相談の範囲の拡大とピア相談員の増です。ともに喫緊の課題となっています。

難病患者にとって医療や生活上の相談、患者・家族によるピア相談が連携することで問題解決ができます。こうしたことがワンストップでできるようにサービスの一元化を可能にしてください。同時に東京都難病相談・支援センター事業としての一体感のある組織形態の再構築をしてください。

※多岐にわたる相談内容を聞くだけでなく、具体的支援にシームレスに回すには、一体型の組織であることが有効。大阪府、宮城県、北海道等、大都市圏は一体型とし、効果的運営をしている。

2. 子ども施策の充実について

① 移行期医療の推進について

移行期医療支援センターが設置され、数年が経ちましたが、相談件数が伸びておらず、小児科から成人科への移行に悩む病児家族はいまだに多く、センターの周知方法等の検討をし、利用しやすいセンターになるようにしてください。

② 新生児スクリーニングについて

新生児スクリーニングによる早期発見・早期診断は、病児のその後の早期治療や発達に大変良い結果をもたらしています。昨年度の要望では、都知事に大きなご关心をお寄せいただき、その後に東京都単独による対象疾病を3疾患、決定していただきました。誠にありがとうございました。来年度は、更に対象疾患の拡大と無償化をお願いします。

※東京都の子ども施策は他府県より充実しているが、出生率を上げるためにも病児として生まれても、安心して子育てできる環境づくりが大事。それには、早期発見早期対応するための新生児スクリーニングと、医療の発達で成人期を迎える病児の増加に対応できる移行期医療への本格的取り組みが必要。

3. 難病患者にとっての就労と教育について

① 山梨県では障害者枠とは別枠で難病患者を正規職員として採用し、この4月から3名働いています。千葉県でもこの8月に同様に障害者枠とは別の枠組みで正規の職員採用試験を発表しました。港区では会計年度任用職員ですが、勤務時間を本人の希望で設定するという採用形態を試験的に開始しました。東京都としても難病患者の採用を検討してください。

② 医療的ケアを必要とする病児への就学に対し、「入学を断られた」「親の付き添いを求められた」「修学旅行に同行させられた」という事例がいまだに寄せられています。親の付き添いについては、文部科学省も「保護者の付き添いは本人の自立を促す観点から、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき」としています。普通学級においても、保護者の付き添いがなく、就学できるよう環境整備をしてください。

※難病患者にとって医療と福祉の基盤整備は重要ですが、就労を通して社会参加できることは、人としての生きがいにつながります。そのためには地域の中で多くの子供たちと共に学べる教育と就労可能域の拡大です。国は、2027年度には難病患者を障害者雇用率の枠組みに入れる方向を発表していますが、対象者の範囲については難航しそうです。東京都としては率先としてるべき姿を打ち出し、難病患者の就労環境の拡大を目指していただきたいです。

令和7年12月3日

東京都知事
小池百合子様

東京税理士会
会長 加藤眞司

要　望　書

東京都予算に対する団体要望として、下記のとおり要望いたします

記

1. 電子納税の推進による税理士のリスクへの配慮について

電子納税の手続きを税理士が代理受任する場合は、操作忘れや操作ミスにより納税が期限内に完了しなかった場合に、延滞金等の負担について損害賠償リスクが伴う。よって、電子納税の普及を推進するためにも、税理士が納税手続きの代理業務を行わずに電子納税が完結するよう改善をお願いしたい。例えば、①税理士が電子申告業務を代行し、メール等で事業者に連絡し、納税者がスマホ等で簡単にダイレクト納付の操作ができるようにシステムを改善する、②所得税の振替納税制度のように、一定の期日を延ばして指定口座から自動引き落としとする等が考えられる。

2. 固定資産税評価証明の取得におけるデジタル化の一層の推進について

相続等の実務では、税理士が納税者の代理人として固定資産税評価証明を取得する場面が多く、23区の都税事務所でLoGoフォームによる電子申請が可能となった点は、デジタル化の前進として評価したい。一方で、申請には納税者本人作成の委任状をスキャンする必要があり、税理士用電子証明書が未対応であるなど、実務上の使い勝手に課題が残っていると推察する。23区外では電子申請が未整備の自治体も多く、運用差や手続の煩雑さが依然として障壁となっており、加えて、LoGoフォームの情報漏えい事案もあり、制度への信頼性向上が求められているものと想料する。貴局においては、都全域にわたる取得手続について電子申請の簡素化と運用の統一を主導し、仕組みの拡充と利便性向上を支援いただきたい。

3. 設立間もない中小企業への減免措置等について

設立間もない中小企業は機械装置や什器備品などの設備投資をすることが多く、また土地建物の取得など大規模な設備投資を行うこともある。更に、単年度利益が出たとしても資金力に乏しく、納税を含めて資金繩りに窮することも多いことから、以下の支援策を要望したい。

- ①設立5年以内の中小企業の事業税率、法人都民税所得税率および均等割額を1/2にして頂きたい。
- ②設立5年以内の中小企業の償却資産に対する課税を免除して頂きたい。
- ③設立5年以内の中小企業の固定資産税を免除して頂きたい。

以上

令和 7 年 1 月 3 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会長 近藤 忠夫

令和 8 年度東京都予算等に対する要望書

令和 8 年度東京都予算等に対し、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年度東京都予算等に対する要望内容

1【概 要】

- 東京納税貯蓄組合総連合会（以下「東総連」という。）は、納税貯蓄組合法（昭和26年4月10日施行、法律第145号）に基づき、納期内納税を目的として、昭和31年5月に創立した公益団体です。
- 我が国において、戦後の混乱期には、「税金を納める余裕のない人」、「納税の重要性を理解しつつも、一時に納税することが困難な人」等が多く存在し、国や地方を立て直すために必要な財政の健全化が危ぶまれていた時期がありました。このような時代背景の下に、納税秩序を回復し、租税の容易かつ確実な納付を促進するために、納税貯蓄組合が結成された経緯があります。東総連においても、創立の当初は、主に、納税準備預金等を活用した納税資金の貯蓄を会員に普及することなどを通じて、納期内納税の実現に努めてまいりました。
- その後、経済の発展と振替納税など多様な納税手段の普及を受けて、納税貯蓄組合の役割も時代に対応して変化してまいりました。現在は、税務行政に対する自発的な協力団体として、納税道義の普及と自主納付制度の確立に向け、地域に根差した納税キャンペーンや、次世代を担う若者への啓発活動、会員に対する実践的な研修など、税に関する広報・教育を中心とした公益性の高い活動を幅広く展開することにより、国及び地方の税務行政の円滑な推進に貢献しております。こうした東総連のこれまでの活動は納期内納税の考え方を広く社会に定着させる一助になったものと自負しております。
- 租税は、我が国の国土の発展と繁栄を根幹で支える行政活動の源泉であり、社会に必要なサービスの提供など、その使い道を自らが決める民主主義の原点です。納期内納税は、まさにそれらを体現するものとして、現在及び将来の、国並びに地方自治体の財政基盤の安定を図る上で極めて重要と考えます。東総連は、これからも傘下の48地区連合会、15万人の会員が一丸となって、税務当局と緊密な連携を図りながら、納税貯蓄組合法の本旨に基づき、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

2【活動内容】

○東総連は、現在、次のような活動に取組んでおります。今後も、納税道義の普及と自主納付制度の確立に資する取組みを、今まで以上に進めてまいります。

(1)中学生の「税についての作文」事業

中学生が、税に関する作文を書くことを通じて、税について関心を持ち、正しく理解を深めることを目的に、昭和42年から国税庁との共催により実施し、令和7年度で第59回。

東京都からは都知事賞(1編)・主税局長賞(3編)を贈呈。初期の作文世代が親となり、子と体験を共有出来ることなどから、親子間のコミュニケーションツールとしても好評。

- ・令和7年度応募実績: 665校、66,720編
- ・令和6年度応募実績: 678校、67,162編
- ・令和5年度応募実績: 685校、66,288編

(2)納期内納税推進キャンペーン

納税資金の備蓄、納期内納税、振替納税制度、電子申告・納税(e-Tax及びeLTAX)など多様なテーマについて地域に根差した会員が近隣住民など身近な都民を対象に税務情報を発信。

- ・令和6年度実績: 48地区連、延べ約165日
(月単位で長期間作文やポスターを展示する等の取組を除く)

(3)キャッシュレス納付の推進

東京都は、「東京デジタルファースト推進計画・第二期」に基づき、都の行政手続き100%デジタル化など、デジタル技術の活用により、都民・事業者のさらなる利便性向上を目指している。都政が目指すデジタルサービスを通じた都民のQOL向上の実現には、都民・事業者も新しい行政サービスの賢い担い手に変化する必要がある。

主税局が推進する税務行政のデジタル化の中でも、キャッシュレス納付は、社会のデジタル化を通して、国民や企業の利便性向上を図る有意義な施策である。東総連では、令和3年度からキャッシュレス納付を重点事業に位置付け、加盟する48地区連で普及・拡大を推進してきた。

令和5年11月、東総連は東京都とキャッシュレス納付共同推進宣言を行った。現在、ダイレクト納付やインターネットバンキングからの納付、スマートフォン決済アプリによる納付など、多様なキャッシュレス納付を推進する広報活動に積極的に取組んでいる。

今後も、東京都を始めとする行政機関はもとより、税務行政に関わる関係団体などとも緊密に連携し、オール東京のデジタル化に向けた活動に主体的に関わっていく。

(4)会報「東総連」の発行

東総連では、年1回2万部を発行しているほか、各地区連でも年1～2回発行。会員に対する税務情報の発信のほか、新規組合員獲得のためのツールとしても活用。

(5)税務情報PR用グッズの作成・配布

「納税は簡単便利なキャッシュレス」など納税の標語を刷り込んだグッズ等を東総連で一括して作成し各地区連合会に配布。税務広報チラシと組み合わせ、地域の区民まつりや市民まつり、産業祭、農業祭など、様々な機会に都民に配布し税知識の普及と納税思想の高揚に活用。

(6)納貯組合員を対象とした税務研修会等の開催

東総連では、次代の納税貯蓄組合を担う人材を対象にしたリーダー研修会などを年3回実施。各地区連では、より実践的なテーマによる研修を年1～2回実施。

3【要望内容】

○東総連は、会員のボランティア精神に支えられた団体です。今後も、納税意識の高揚と着実な納税に資する取組みを、今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

○新型コロナの沈静化により、自粛が続いている街頭での納税キャンペーンや、区・市の祭りなどで納税をしようとする活動が実施出来るようになりました。その半面、国際情勢の変化などに伴う、諸物価の値上がりは会員の普及・啓発活動を制約する大きな要因になっています。また、令和7年度に引き続き、デジタル環境の整備等を進め、効率的な業務運営を推進する必要があります。

○東総連では、これまで「納貯共済保険」制度を導入し受託会社である生命保険会社から保険手数料収入を得るなどの工夫を行ってまいりました。しかし、平成26年3月末の業務契約の終了をもって、自主財源の太宗を占めていた保険手数料収入を失うことになりました。

- 現在は、役員等への会費や賛助金の導入に努めるほか、会報への広告料収入や小口の保険手数料収入の獲得など、自主財源の確保に努めているものの、東京都からの補助金収入が東総連の活動を支える主要な財源となっております。
- 自主財源が減少している厳しい状況の中、自らも財政基盤を確立する努力を継続していく一方で、今後も地域社会とともに歩き、納税道義の高揚に努め、国家、社会に貢献する団体として活動出来るよう、引き続き、東京都からの補助金を継続して措置していただけますよう要望いたします。

<参考>

令和 6 年度補助金額：39,548千円
令和 5 年度補助金額：39,644千円
令和 4 年度補助金額：41,023千円

令和7年12月3日

東京都知事

小池百合子様

令和8年度東京都予算に関する
要望書

一般社団法人 東京青色申告会連合会
会長 相原 博

団体名 一般社団法人東京青色申告会連合会

要 望 事 項
I 固定資産税及び都市計画税の減免措置の継続について
1 要望の要旨
(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置について、令和8年度以後も継続する。
<p>【現状】</p> <p>小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p>
(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置について、令和8年度以後も継続する。
<p>【現状】</p> <p>小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p>
(3) 商業地等に対する固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を、65%に引き下げる減額措置について、令和8年度以後も継続する。
<p>【現状】</p> <p>商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p>
(4) 償却資産に対する免税点（現行150万円）を基礎控除にあらため、控除額を大幅に引き上げる。
(5) 申告期限を3月15日（現行1月31日）に延長するとともに、所得税の確定申告書を提出した者については、償却資産の申告書の提出を省略する。

令和7年12月

令和8年度「私学振興予算等」に関する

要 望 書

一般財団法人東京私立中学高等学校協会
東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会

ご あ い さ つ

東京都、東京都議会の皆様におかれましては、私立学校の振興を都政の最重要事項の一つとして位置づけ、その充実にご尽力いただきしておりますことに、深く感謝申し上げます。

おかげさまで、令和6年度から実施いただいている私立高等学校等の授業料軽減制度にかかる所得制限の撤廃により保護者の教育費負担が一層軽減されるとともに、子どもたちの学校選択の幅も大きく広がっております。

私立学校は、創立者の建学の精神に基づいた特色ある教育を展開し、国・公立学校とともに公教育を担ってまいりました。私立学校の公共性を支える「私立学校振興助成法」に基づく公費助成により、私立学校はその自主性・独自性を堅持しつつ、今日までその役割を果たしております。

しかしながら、急速なグローバル化・デジタル化、諸物価や人件費の高騰、数年後に訪れる生徒数の減少など、学校経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、私立学校が教育の質を維持・向上させていくためには、今こそ柔軟かつ実効性ある財政的支援が必要不可欠であります。

私立学校が公教育に果たしている役割に鑑み、「私立学校振興助成法」の目的である私立学校が効率的な学校運営を図りながら財政基盤を強化し、より良い教育環境の整備充実、子どもたちの能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に供給するとともに保護者が負担する教育費の公私間較差の是正のため、下記の事項について、より柔軟かつ弾力的な運用が行われるとともに、更なる公費負担の拡充・強化を要望いたします。

一般財団法人 東京私立中学高等学校協会
会長 近藤 彰郎
東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会
会長 鹿濱 德雄

【 要 望 事 項 】

1. 経常費補助金の拡充強化

私立学校がより良い教育環境の整備・充実を図り、生徒の能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に提供するためには、「私立学校振興助成法」の主旨を踏まえた効率的な学校運営の取り組みによる健全な財政基盤の構築が不可欠であり、その根幹をなすのが経常費補助金でございます。

近年、著しい物価高騰や教職員人件費の増加などにより、私立学校の運営経費にかかる負担増が続く中、経常費補助金の算定は公立学校の運営費や人件費の過去実績に基づいていることから、現実との間にタイムラグが生じており、教育の質の維持・向上に不可欠な学校運営の継続が脅かされております。

このような状況を踏まえ、経常費補助金の算定にあたっては、現実の物価水準や教職員人件費の変動を的確に反映できるよう、実態に即した迅速かつ柔軟な見直しが可能となる仕組みの整備が急務です。加えて人件費の算定にあたっては、将来を担う教職員を安定的に確保し、その専門性と意欲を十分に発揮できる環境を整える必要性も考慮することが求められます。

そのため、私立学校が安定的かつ持続的な財政運営のもとで、充実した教育活動を継続できるよう一層の拡充を要望いたします。

2. 保護者負担軽減制度の拡充強化

東京都では、これまで私立高等学校等授業料軽減制度における支給額拡大や所得制限の撤廃など、保護者の経済的負担軽減に対し、着実な施策を国に先立って実施いただいておりますことに感謝申し上げます。

一方、私立中学校に対する授業料補助は年額 10 万円にとどまっており、保護者の負担は依然として大きい状況です。中高一貫教育を支える観点からも、私立中学校へ通う生徒の保護者に対する補助の増額を要望いたします。

3. 外部人材の活用に対する支援制度の創設

近年、私立学校では、教員が授業や生徒指導に専念できる教育環境の整備や専門性の向上を図るために、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT 支援員など、専門性を有する外部人材の活用に積極的に取り組んでおります。しかしながら、その人件費や業務委託費の多くが学校負担となっていることから、思うような整備に至っていないのが現状です。教員が専門性を発揮し、教育活動の質を向上させるためには、こうした外部人材の活用に対する公的支援が必要不可欠です。

現在、経常費補助金の特別補助により措置されているものもありますが、是非、新たな支援制度を創設いただくことを強く要望いたします。

4. 教育課題解決に向けた新たな支援制度の創設

いじめ防止対策推進法により、学校および設置者にはいじめの早期発見および迅速な対応を求められており、重大事態が発生した際には事実関係を明らかにするための第三者調査機関の設置が義務付けられております。しかし、私立学校では調査に係る弁護士費用や第三者委員会設置に要する経費は、学校および設置者の負担とされており、経費の性質上、保護者へ転嫁できるものではないことから、大きな財政負担への公的支援が不可欠です。

また、障害のある生徒に対する合理的配慮の実施に必要な施設整備費用や人材確保に係る経費についても同様であり、学校の大きな負担となっております。これらの経費は、公教育を支える国公私立学校に対する法的責務であることから、新たな支援制度を創設し、社会全体で負担いただくよう強く要望いたします。

5. 教育活動におけるDX化への支援拡充

ICT 機器や校務支援システムの整備は現代の教育において不可欠な要素であり、私立学校では端末整備を積極的に進めてきました。都内私立中学校における1人1台端末の整備率は95.7%、高等学校では92.7%に達していますが、その多くは保護者の購入により支えられています。(私立中:75.1%、私立高:78.9%)

高等学校では新入生を対象とした東京都の助成制度により保護者の負担軽減が図られている一方、私立中学校で利用可能な国の助成制度では端末を学校が整備する方法に限られています。このような実態や中学校段階で購入した端末が高等学校でも継続的に使用されることを踏まえ、私立中学校から助成の対象となるよう制度を見直していくことを強く要望いたします。

6. グローバル人材育成に向けた支援強化

国際的な視野と多様な価値観を備えた人材の育成は今後ますます重要性を増しており、東京都による私立高等学校生徒の海外留学支援制度は意義ある制度として機能していますが、昨今の渡航費や滞在費の高騰により、保護者の経済的負担が大きくなっています。

こうした背景を踏まえ、1校あたりの補助上限額の引き上げに加え、私立中学校の生徒も支援対象とすること、活動規模や留学形態に応じた柔軟な運用が可能な制度設計への見直しを要望いたします。

また、令和7年度から対象が拡大された「教員海外派遣研修事業費補助」についても、今後の活用拡大を見据え、引き続き十分な予算措置を要望いたします。

7. 生徒の安全・安心確保に関する施設・設備整備費補助の充実

私立学校では、生徒の安全・安心を確保するため、防災備蓄品の整備・更新、防犯対策、感染症・熱中症対策等、様々な整備に取り組んでおります。これらに要する経費について、引き続き十分な予算措置を要望いたします。

特に、災害備蓄品の更新に関しては、3年間が事業期間とされておりますが、多くの学校では新入生の入学ごとに個別に備品を整備していることから、補助制度が活用しづらい状況にあります。そのため、事業期間を定めることなく毎年度利用可能な制度への見直しを要望いたします。

8. 環境配慮型施設整備への支援拡充

「ゼロエミッション東京」の実現に向け、私立学校においても省エネ設備等の導入を通じた環境への配慮を進めておりますが、整備には多額の費用が必要であり、学校ごとの事情により導入が困難なケースもあります。こうした整備を一層促進するため、東京都によるインセンティブとしての支援制度を拡充していただくよう要望いたします。

以上

令和7年12月3日

東京都知事

小池百合子 殿

要望書

東京都新宿区四谷三丁目1番8号

一般社団法人東京都トラック協会

会長 水野功

令和8年度東京都への特別要望

トラック運送業界は、都民の暮らしや経済活動を支えるエッセンシャルワーカーとして、必要不可欠な輸送を担い、首都の物流機能を維持するとともに、災害時の輸送機能の確保を通じて、首都防衛の重要な役割を自覚し、日夜、その責務を全うすべく努力しております。

この数年で、大企業においては、経営改善が進み従業員への賃金上昇にもつながりつつあるものの、大多数が中小企業である我々トラック運送業界は、最近の物価上昇や円安等によるコスト高や燃料価格の高騰が経営改善に大きな負担となっております。標準的な運賃の届出など国による様々な施策を行っても、運賃・料金のアップなど十分に転嫁できておらず、トラックドライバーの賃金への反映も不十分であり、依然として厳しい経営状況にあります。

こうした中、昨年4月から、働き方改革関連法により、トラックドライバーの年間時間外労働時間を960時間までとする罰則付きの上限規制がスタートし、これまでの体制では業務に支障が生じるようになりました。

こうした「物流の2024年問題」により、トラックドライバーの不足は深刻化しており、2015年度から2024年度までの10年間で都内トラック運送事業者は638社減少（約12%減少）していることを加えると、このまま推移すれば東京の輸送能力は大幅に不足していくことは明らかでございます。しかしながら、東京の輸送量は、コロナ禍以降、都内・東京発着とも再び増え続けており、輸送能力の逼迫に拍車がかかってまいりました。

この状況の中で、我々トラック運送事業者は様々な工夫を凝らし、対応を重ねながら、輸送能力不足が顕在化しないよう必死の取組みをしているところですが、この努力も今や限界を迎つつある状態です。

国は、一昨年に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定して、標準的運賃の届出を促進し、トラックGメン（現在は「トラック・物流Gメン」に改組）をスタートさせるとともに、関係省庁が連携して荷主への働きかけを強化しています。また、本年4月には物流関連二法（物流効率化法及び貨物自動車運送事業法）を改正し、トラック運送事業における取引の適正化、労働環境の改善や安全性の向上を図りながら物流の効率化を進めるなど、新たな政策を展開しております。

東京都においては、国の「物流革新に向けた政策パッケージ」の趣旨を踏まえ、都内の物流を守るために、一昨年度から昨年度にかけて「東京物流ビズ」など実効性のある施策を展開してきました。これからも終わることなく続いていく「物流の2024年問題」に対し、引き続き「東京物流ビズ」など東京都独自の施策を含め、本年度以降も強力に対策を推し進めて

いただきたい。

以上を踏まえ、東京都トラック協会は、重点的に取り組むべき9項目について、次のとおり要望いたします。

1 トラック運送事業の経営基盤確立対策

当協会は、東京の物流を担うトラック運送事業者の業務改善と事業継続を支援すべく、交通安全対策、環境対策、緊急輸送対策等、公共性を踏まえた取組みを多角的に展開しております。特に、トラック運送業界の様々な課題解決を推進するために、まずは、トラックドライバーについて、ITを活用した業務研修・交通安全研修の充実、健康管理の徹底を目指した定期健康診断受診費用助成の拡充、運転免許取得費用助成の対象拡大など、トラックドライバー人材の確保・育成や健康起因事故防止の強化などに取り組み、ドライバーファーストの視点に立って「物流の2024年問題」への対応に総力をあげております。その原資となるのは、いうまでもなく東京都運輸事業振興助成交付金であり、当協会事業費の大半を占める必要不可欠な財源となっております。

令和7年度の交付額は約8億8千5百万円で、昨年度に比べ約3千9百万円(4.2%)の減額となりました。交付額の算定は、輸送量に拘りなく、軽油の使用量がその根拠のベースとされておりますが、今後も、東京都や国の様々な環境対策が進捗するとともに、都内給油施設がこの数年大幅に減少し、都内の軽油使用量が年々減少していることから、交付額も長期的には減少していくことが容易に想定されます。この減少幅は年々大きなものとなっており、全国の都道府県トラック協会における東京の交付額の順位は、4位へ低下することとなりました。

昨今、軽油引取税の暫定税率の廃止が一部論じられておりますが、この議論の行方によっては、交付金の財源確保が困難となることを理由として、交付額、さらには制度の存続に深刻な影響を与える可能性があります。

交付額の減少又は制度廃止は、当協会が行っている事業を著しく停滞させ、健全なトラック運送事業の発展に与える影響は甚大であり、その結果、東京の物流機能の確保が困難となることは明らかであります。つきましては、暫定税率の存廃に拘らず、来年度以降の交付額が本年度以上となるようお取り計らいいただきたい。

2 トラックドライバー人材確保への対応

都内のトラック運送事業者は、年々減少している上に、若年層の運転免許保有者の減少や他産業に比べて賃金水準が低い等によりトラックドライバーの確保が著しく困難な状況となっております。こうした状況を改善するため、引き続き、以下の取組みを強力に推進していただきたい。

① I T機器導入への支援

国は、すでに中小企業における I C T システム機器導入について支援を行っているところですが、業務の効率化をさらに進めるため、物流 D X の推進に資する点呼支援機器（A I ロボット等）や I T 点呼システム等 I T 機器導入について、東京都においても産業政策の一環として都独自の支援策を創設していただきたい。

② 休憩等のための駐停車スペース等の整備

効率的な時間管理を進めるには、トラックドライバーの休憩・食事をとる場所等及びトイレの確保が重要であります。引き続き、駐停車スペースを含む休憩等の場所確保を進めるとともに、新たに都内給油施設等を活用したトイレの確保を促進していただきたい。

③ 多様な人材が就労できるような労働力対策

現在の就労環境の中では、我々トラック運送事業者だけで深刻なトラックドライバーの担い手不足を改善することは困難であります。今までの男性中心の人材確保策では限界を迎えており、多様な人材の確保が急務であるため、当協会においては、昨年度から東京労働局及びハローワークと連携して新たな人材確保策に積極的に取り組んでいるところであります。東京都においても、人材確保に向け、就労機会の場の提供などさらなる支援をしていただきたい。

特に、トラック運送業界では、以前から女性の人材活用に取り組んできており、その一環として東京都にも支援していただきながら、トラックドライバーの運転免許取得を助成してきました。今後もさらに、女性が働きやすい職場環境整備（子育て支援、休憩・睡眠施設、トイレ、更衣室、食事場所及び荷役作業設備等）などを進め、トラックドライバーが女性の職業選択の対象に位置づけられるよう支援していただきたい。

3 都市更新中の交通渋滞・荷さばき待ち渋滞等の解消への対応

現在、都内では、再開発事業やインフラ再生事業が多数展開されており、都市の更新が加速化しております。これらの更新事業では、事業完了後の物流機能を見直し、充実強化しているものが多く、我々トラック運送業界もこれら事業に大いに期待を寄せているところであります。

しかし、高速八重洲線長期通行止め（2025 年度～2035 年度）等の高速道路更新事業では、区間や車線の制限に伴う交通渋滞が、また、新宿駅直近地区土地区画整理事業（2021 年度～2046 年度）では、荷さばき場所の制約による車両の順番待ちが新宿駅西口駅前で発生するなど、都市更新事業の施行途中において、円滑な物流の妨げとなる事象が少なからず生じています。これらの事業は長年を要することが一般的であることから、物流に与える影響は長期間にわたりますが、その間、物流を止めることはできません。

つきましては、事業完了後だけではなく、事業施行中における円滑な物流を確保するための万全な対応に向け、関係事業者と連携して、交通渋滞や荷さばき待ちの渋滞等が生じない交通需要マネジメントを率先して進めていただきたい。

4 車庫の確保・維持への支援

近年、都内自治体では防災対策が強く叫ばれており、我々トラック運送事業者には、都及び区市町村の要請に基づく災害時の緊急物資輸送への協力が強く求められておりますが、特に大規模災害においては、その機動性、迅速性が必須であります。さらに、他県ナンバートラックの使用は難しいことから、都内ナンバーのトラックを確保する必要があります。 トラック運送事業者が、都内での事業活動を円滑に行い、東京の物流機能を維持するとともに、災害時に求められる協力を実施するためには、まず、都内にトラックを常駐させることが前提となります。

しかしながら、再開発等による周辺環境の変化や地価の著しい上昇に伴い、都心部を中心として、トラック常駐に必要な車庫用地の確保が難しくなるとともに、車庫に係る費用の負担増が経営を圧迫しております。これに、トラックが利用可能な車両給油施設の減少も加わり、都内にトラックの車庫を維持することが著しく困難となっております。このため、大規模災害の発災時対応に必要な輸送力を確保することが困難となってきており、都民生活や東京の経済活動に当たる影響は甚大となる可能性があります。

については、都心部を中心として災害時に活用できるトラックを確保するため、車両給油施設の確保と併せ、車庫経費の助成など車庫の維持に向けた支援を新たに実施していただきたい。

5 高速道路の料金対策

① 利用促進に向けた営業車用料金体系の創設

政府が発表した「物流革新に向けた政策パッケージ」では、具体的な施策の一つとして「労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現」が位置付けられており、また、国の「物流の適正化・生産性向上に向けたガイドライン」でも、「高速道路の積極的な利用」がトラック運送事業者の取り組むべき事項とされております。

そこで、緑ナンバートラックの高速道路料金については、物流が都民生活や経済を支える重要な社会インフラであることを考慮し、首都高速道路を中心として、昼間の活用を視野に入れた料金水準の抜本的な見直しを行い、現行料金の割引となる新たな制度を創設し、高速道路の利用促進を図っていただきたい。

② 料金割引制度の拡充

緑ナンバートラックに対する新たな割引制度ができるまでの間、令

和8年3月末とされている拡充措置の期限を延長するとともに、現行の料金割引制度の充実を図っていただきたい。

特に、ETCコーポレートカード利用事業者の大口・多頻度割引については、実質割引率の最大が5割に達していない現状を考慮して、車両単位割引を一定額以上利用した場合に実質割引率が最大5割になるよう見直していただきたい。

また、大口・多頻度割引における契約単位割引の適用に当たっては、月間利用額の条件を満たさずに割引が適用されない場合があることから、できるだけ多くのトラック運送事業者が割引の効果を享受できるよう、契約単位割引の適用条件を段階的に緩和していただきたい。

さらに、首都高速道路の割引制度については、NEXCO3社と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい高速道路ネットワークを実現していただきたい。

③ ターミナルチャージの整理

現在、首都高速道路からNEXCOの道路に続けて通行する場合など、道路会社をまたぐ連続利用の際に、道路会社ごとにターミナルチャージとして150円が付加されております。首都圏高速道路利用のシームレス化の観点から、複数回発生するターミナルチャージの発生回数を1回に削減していただきたい。

6 燃料価格高騰への支援

令和2年に国が定めた標準的な運賃の下にトラック運送業界の経営改善対策が進められ、特に、国土交通省のトラック・物流Gメンの活動及び公正取引委員会の様々な通知等により、荷主等の間で、運賃交渉がようやく進められつつあります。しかし、すぐには、その効果が表れおりません。

一方、依然として諸物価の上昇が続いているとともに、円安に伴うエネルギーコストの上昇の勢いは衰えを見せておりません。とりわけ、我々トラック運送事業者にとって、燃料価格の上昇に鈍化がみえているのはいえ、依然として高い燃料価格が経営に大きな影響を与えております。

このため、トラック運送事業の継続のため、国等の状況を加味しつつ、引き続き、何らかの燃料支援対策を実施していただきたい。

7 環境に関する取組みへの支援

① ゼロエミッション・ビークル（ZEV）トラックの普及促進

現在、東京都では、燃料電池（FCV）トラックや電気（EV）トラック等のZEVトラックの導入に当たり、車両調達経費並びに充電設備の設置及び燃料費についてトラック運送事業者向けの助成制度を

設け、普及促進を図っていただいているところであります。

当協会は、特に、F C V トラック等の普及に注目しているところであります。昨年度、東京都が実施しているF C V トラックの導入支援事業を通じて初めて支援していただきました。しかしながら、車両導入経費や燃料費の実質負担がディーゼルトラックと比して著しく割高であることに加え、水素ステーション等の所在地や利用時間の制約などにより、中小トラック運送事業者においては、F C V トラックの導入が進まない状況にあります。

については、補助対象となる経費の範囲や補助単価・上限額をさらに見直していただき、中小トラック運送事業者がF C V トラック等を導入しやすくなるようお取り計らい願いたい。

また、都内に偏りなく公共用の水素ステーション、電気の充電設備を増設することはZ E V トラック導入に不可欠であり、併せて、利用時間の拡大も推進していただきたい。

② 東京都貨物輸送評価制度の拡充

東京都は、C O₂排出削減を支援する仕組みとして、エコドライブ等の日常的な努力を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を平成24年度から実施しております。全国的には、画期的に都が進めている環境対策として高い評価を得ております。

東京都貨物輸送評価制度は、当協会の事業でもあるグリーン・エコプロジェクトなどの環境に配慮した取組みを強く後押しするものであり、来年度以降も引き続き実施していただきたい。

また、東京都貨物輸送評価制度の評価取得促進に向け、評価取得事業者に対する助成や荷主事業者等への啓発を行うとともに、評価取得のメリットを強化するため、環境に対するインセンティブだけでなく、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）やI S O規格等の各種制度との連携など、さらなるインセンティブの範囲を拡充していただきたい。

8 道路整備の促進

トラック運送事業者にとって、渋滞による運送時間の長時間化は大きな課題であります。特に、高速道路における長時間の渋滞は、トラック運送事業者にとっては、経営上にも、運営上にも死活問題につながります。

そこで、

① 首都圏三環状道路の整備促進

都内の高速道路の円滑な利用や都心環状線の渋滞解消を図るために、外環道をはじめ首都圏三環状道路の全線開通は、必要不可欠な対策の一つであり、早期開通に向け整備を促進するよう適切に対応していただきたい。

② 安全安心な道路整備計画の推進

安全対策や道路の有効活用を図るために、トラック輸送等の物流に対応した道路整備計画を推進していくことが重要であります。輸送効率化に対応したトラックの大型化には、道路インフラの高規格化等による整備・拡幅が必要となることから、計画段階において想定した道路整備を進めていただきたい。

また、震災等災害対策としても道路整備は有効であることから、災害時に清掃車、宅配トラック等がスムーズに作業を行えるよう、住宅地等の狭路を計画的に拡幅するとともに、都心部を中心に荷さばきスペースの併設を進めていただきたい。

9 駐車規制の緩和

① 無償提供される貨物車駐車スペースの拡充

東京都では、「東京物流ビズ」の中で、物流効率化のプロジェクトを展開し、この取組みの一環として、主に都内外縁部に荷さばきを目的とした貨物車駐車スペースの無償提供を昨年7月から開始しました。

一方、都心部においては、路上駐車車両により集配業務が阻害され、荷さばきスペースなどの駐車場所が依然として不足している状況にあります。そこで、都心部を中心に無償提供の貨物車駐車スペースを拡充していただきたい。

② 駐車規制の見直し

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについては、平成30年2月の警察庁の通達後、当協会からの要望等により見直しが行われましたが、特に、都心部における見直しが十分とは言えない状況にあります。一昨年以降、警察庁は、駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について、通達を発出しています。

つきましては、この通達を踏まえ、円滑に集配業務を行えるように、真に必要な場所における駐車規制の見直しを引き続き強力に推進していただきたい。その際には、駐車許可申請等の関係手続について、トラック運送事業者による円滑な対応が可能となるよう運用していただきたい。

なお、都心部では、自転車や電動キックボードの車道走行に係る対応に伴い、パーキングメーターが撤去され、集配業務に支障が生じかねない事例が散見しております。については、引き続き、パーキングメーターの設置箇所の維持拡充について特段のご配慮をしていただきたい。

令和7年12月3日

東京都知事 小池百合子 様

一般社団法人東京ビルディング協会
会長 木村 恵司

令和8年度東京都予算等に関する要望書

1. 都市開発事業の推進について

- ※ 建築費高騰が継続する現況下の市街地再開発事業に対する財政支援の充実
- ※ 都市開発諸制度におけるソフト面を含む公共貢献項目の拡充 等

2. 社会経済情勢の変化に対応したビル事業の展開について

- ※ 駐車場条例に基づく附置義務台数の見直し
- ※ 既存の地区計画における用途制限の見直し
- ※ 防災センターの設置要件等の見直し

3. エリアマネジメントの推進について

- ※ 道路占用料の徴収、屋外広告物条例や公共空間利用における審査手続き、しゃれ街条例に基づく公開空地の活用等における更なる改善（10割減免、手続きの簡素化、期間要件の撤廃など）

4. 2050年ゼロエミッショントリニティ東京の実現に向けた取組について

- ※ 再エネ電源都外調達事業、ゼロエミッショントリニティ化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業など、事業者に対する各種支援措置の継続・拡充

令和8年度東京都予算等に関する要望事項

一般社団法人東京ビルディング協会

オフィスビル業界として、東京の国際競争力の強化、魅力あるまちづくり、防災・安全性の向上、地球環境問題への対応など、東京が抱える諸課題の解決に貢献していくため、令和8年度の東京都予算・制度に関して以下の事項を要望します。

1. 都市開発事業の推進について

東京の国際競争力の強化等に資する民間主導による都市開発事業の推進を図るため、事業者に対する支援措置の継続・拡充、制度の運用改善等をお願いしたい。

(1) 市街地再開発事業に対する財政支援の充実

- 市街地再開発事業については、資材費の上昇や人手不足に伴う建築費の著しい高騰が継続する中、事業が難航するケースが増加しているが、事業の大幅な遅延や頓挫は、関係する地権者の経営や生活再建のみならず、東京の国際競争力の強化等に向けた育成用途や都市インフラの整備にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。については、国庫補助の予算確保や緊急促進事業の更なる拡充等を国に働きかけるとともに、都独自の支援措置を含め、国・地元自治体とも緊密に連携して、事業施行者に対する財政支援の充実と迅速な予算措置に取り組んで頂きたい。
- また、市街地再開発事業の資金規模が増大する中、市街地再開発事業等資金（都市開発基金）の無利子貸付け制度において、地元自治体の財源が不足している場合には、都からの貸付けも受けられるよう柔軟な運用をお願いしたい。

(2) 良質な都市緑地の確保・維持に対する支援措置の充実

- 気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上といった点から、良質な都市緑地の創出や保全は重要な課題であり、民間事業者においてもまちづくりに合わせた様々な取組を推進している。一方で、それら緑地空間の適切な維持には多大なコストが生じているため、国庫補助や税制上の措置について国に働きかけるとともに、都独自の支援措置を含め、良質な都市緑地の確保・維持に対する事業者への支援措置を講じて頂きたい。

(3) ベイエリアにおける戦略的なまちづくりに向けた施策の展開

- ベイエリアにおける文化・エンターテインメント・M I C E 等の施設整備（再開発を含む）にあたり、現行制度下では事業採算性等に課題があるため、ベイエリア各地区における具体的施策の方向性を示した上で、事業者への支援措置をお願いしたい。
- 都心部に近接するベイエリアのポテンシャルを十分に發揮するため、基幹交通となる都心部・臨海地域地下鉄や羽田空港アクセス線の事業化に向けた検討を加速するとともに、補助交通であるB R T の延伸や舟運の整備を進めて頂きたい。

(4) 都市づくりにおける公共貢献項目の拡充

- ・都市開発諸制度における公共貢献については、公開空地や公益的施設のほか、緑地の保全・創出等の域外貢献を含め、これまで主にハード面の整備が評価対象とされてきたが、これからの中核的な都市づくりにおいては、エリアマネジメントの充実、周辺まちづくりへの協力金の拠出など、ソフト面を含む多様な公共貢献のあり方を取り入れていくべきであり、「都市づくりのグランドデザイン」の改定作業においても積極的な検討をお願いしたい。

(5) その他の継続要望

- ・東京の国際競争力の強化や観光都市の実現に向けて、都市開発諸制度において、中枢広域拠点域内の中核的な拠点地区における育成用途にサービスアパートメント以外の質の高い住宅を追加し、また、宿泊施設推進型の総合設計制度を追加して頂きたい。
- ・市街地再開発事業に係る権利変換計画の認可申請前に組合員の同意書・印鑑証明書等の提出を求める法定外の行政指導は、施行者にとって過度な負担となっているため、改善して頂きたい。
- ・再開発等促進区を定める地区計画の区域内で概ね土地利用転換が完了している場合には、東京のナイトライフの充実に資する「深夜酒類提供飲食店」「特定遊興飲食店」等の営業が認められるよう用途地域の見直しや風俗営業法の運用を改善して頂きたい。

2. 社会経済情勢の変化に対応したビル事業の展開について

社会経済情勢の変化に対応したビル事業の展開を図るため、各種規制の見直し、制度の運用改善等をお願いしたい。

(1) 駐車場条例に基づく附置義務制度の見直し

- ・駐車場条例に基づく附置義務制度については、昨今の駐車場利用の実態（利用率の低下等）に沿わない状況が生じており、また、地域ルール制度では対応できないエリアも多く存在している。このため、事業者の意見を反映しながら、対象区域・用途・車種毎の原単位、隔地・集約の柔軟な運用など、制度の見直しを進めて頂きたい。

(2) 既存の地区計画における用途制限の見直し

- ・社会経済情勢の変化に的確に対応した用途変更を行うため、国土交通省発出「建築物の用途制限等に係るまちづくり手法の柔軟な運用について（技術的助言）」を踏まえ、既存の地区計画における用途制限（限定的な用途記載）の見直しについて、地元区との協議・調整を加速し、早急に対応して頂きたい。

(3) 防災センターの設置要件等の見直し

- ・人材不足が深刻化する中、一定規模以上のビルに設置が義務付けられる防災センターについては、自衛消防体制の要員確保が大きな課題となっている。令和7年3月に公表された火災予防審議会答申では、デジタル技術等を活用した防災センター要員の活動の合理化や一箇所から複数棟の監視を行う遠隔監視の基準整備等に関する提言がなされており、防災センターの設置要件の見直しを含め、その具体化を図って頂きたい。

3. エリアマネジメントの推進について

エリアマネジメントは、まちの賑わいづくりや魅力向上のほか、地域の防災・減災等にも重要な役割を果たしている公共・公益性の高い活動であるにもかかわらず、道路占用料の徴収、屋外広告物条例や公共空間利用における審査手続き、しゃれ街条例に基づく公開空地の活用等においては、民間事業の枠内で過度な制約を受けるケースが数多く存在し、エリマネ団体の運営上の負担となっている。「エリマネ団体は、まちづくりにおける行政のパートナーである」という認識の下、これらについて更なる改善（10割減免、手続きの簡素化、期間要件の撤廃など）をお願いしたい。

4. 2050年ゼロエミッション東京の実現に向けた取組について

2050年ゼロエミッション東京の実現に向けて、再エネ電力の有効活用、EV自動車の普及促進、既存ビルの省エネ改修の促進、地域エネルギーネットワークの構築等を推進するため、事業者に対する各種支援措置を継続・拡充するとともに、十分な予算確保をお願いしたい。

- ・ 再エネ電源都外調達事業〔産業労働局〕
- ・ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業〔産業労働局〕
- ・ 充電設備普及促進事業〔産業労働局〕
- ・ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業〔産業労働局〕
- ・ 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業〔産業労働局〕
- ・ 統合的設計等による既存事業所の更なるエネ化の推進〔環境局〕
- ・ 既存非住宅省エネ改修促進事業〔都市整備局〕
- ・ 災害時業務継続施設整備事業〔都市整備局〕
- ・ コージェネレーションシステム導入支援事業〔産業労働局〕
- ・ P F O S 等含有泡消火薬剤の転換促進事業〔環境局〕

(以上)

令和8年度東京都予算等に対する要望書

東京土地家屋調査士会

東調業発第17号
令和7年10月31日

東京都知事

小池百合子様

住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目
2番10号 土地家屋調査士会館

団体名 東京土地家屋調査士会
代表者名 会長 橋立二作



令和8年度東京都予算等に対する要望書

清秋の候、小池知事におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営につきましてご高配を賜り御礼申し上げます。

この度は、公務ご多忙の折、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

記

＜要望事項＞

1. 多摩建築指導事務所の管轄する市町村の狭い道路の拡幅整備について

多摩建築指導事務所の管轄（青梅市、昭島市、国立市、福生市、東大和市、武藏村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、小金井市、東村山市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市）区域内については、特定行政庁が東京都にあるためなのか、狭い道路（法42条2項道路）の整備が進んでいません。23区内、多摩建築指導事務所区域外の市町村については、市区町村で予算を付け、後退用地の整備をし、測量、分筆費用等を市区町村で負担して寄付してもらうなど積極的に事業を行っています。そのため狭い道路が少しづつではありますが解消にむかっています。

狭い道路が、現状のままで、災害が発生したときに消防車両、緊急車両が通行できなくなり、災害を食い止めることができなくなります。

国土交通省では、令和6年3月に狭い道路対策に関するガイドラインをだして狭い道路の解消に向けた制度の構築や、事業の実施の望ましいあり方、先進

的な事例を示すことにより、これまで狭あい道路解消に向けた取組を実施したことのない地方公共団体における取組の開始や、すでに着手されている地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の横展開を図ることを目的としています。

「なお、ガイドラインのうち道路情報の整備については、特定行政庁において実施されるものであることから、特定行政庁が都道府県である場合には、市町村に対して適切な情報提供を行うなど、連携して狭あい道路の整備を進めていく必要があります。」と記載されています。このガイドラインの中には好事例として杉並区役所の事例が紹介されています。

狭あい道路解消に向けた事業については国土交通省で補助金をだすようなので、東京都も補助金を出すなどして、多摩建築指導事務所の管轄区域内の市町村に対し、狭あい道路解消にむけた事業を進めていただきますよう、要望いたします。

2. 都内自治体において保管している分筆申告図等について

土地家屋調査士は、土地の境界を調査するにあたり、地積測量図等を調査し、現地確認、境界立会を行っております。

現在、地積測量図は、法務局の支局、出張所において管理、永久保存されており、最寄りの法務局において調査することができます。法務局で管理している地積測量図は、概ね昭和40年から昭和50年以降に作成されたものになりますが、実はそれ以前の地積測量図、分筆申告図については、都内多摩地区の各市町村において、それぞれ保管管理されており、公開している市町村があります。（資料1参照）

しかしながら、この資料の保管管理については、保管場所、保管管理費用等の面から、公開終了や資料の廃棄等を検討しているとの情報も寄せられております。ちなみに、東京23区においては、各都税事務所が管轄となりますが、都税事務所においては、保管管理している資料はないと回答しております。

これらの資料は、都民の土地財産を明確にする貴重な資料であるとともに、歴史的にも価値が高いものであり、失われてしまうことは都民の利益の損失となります。

現にこれらの資料は、境界確定訴訟における証拠書類に採用されるケース、又、法務局における筆界特定の際の重要な資料としても採用されておりますので、東京都における東京都公文書館等での保管管理、公開または各市町村への助成等それに係る予算の確保を要望いたします。

資料1 各自治体における税通申告図等の公開状況等について回報結果一覧

3. 公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託最低制限価格制度導入について

低廉な価格で落札されているケースが多く見受けられます。入札の性質上価格が低くなるのはやむを得ないですが、落札業者（従業員等）の労働環境にも影響を及ぼす可能性があり、問題があると考えます。

なお、国土交通省近畿地方整備局の発信文書には、予定価格が1,000万円以下の業

務についても、予定価格の60%が、品質確保基準価格であると記載がございます。

そこで、入札の際には最低制限価格を設定するか、設定している場合は既存の制限価格を引き上げて、健全な競争入札を要望します。

資料 2-1 【国土交通省近畿地方整備局】公共嘱託登記業務の適正な履行の確保と地籍調査の加速に向けた取組

資料 2-2 愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）
業務委託最低制限価格制度実施要項

資料 2-3 【徳島県】最低制限価格の設定等について

以 上

各自治体における税通申告図等の公開状況等について

2024年12月9日現在

	自治体名 (市町村名)	担当部署名	電話番号	窓口所在箇所	公開状況	公開している資料	公開方法	発行日数
1	八王子市	財政部資産税課	042-620-7222		保管していない			
2	町田市	財務部資産税課	042-724-2116	庁舎2階 208窓口	公開している	昭和34年度から昭和43年度までの登記申請書に添付している地積測量図・土地所在図	窓口	当日（該当の登記申請書を保管していない場合があるため、電話での事前確認をお勧めします）
3	府中市	市民部資産税課	042-335-4445	市役所 おもや2階	公開している	地積測量図、分割申告図	窓口	2週間以内
4	小金井市	市民部資産税課	042-387-9821	小金井市役所第二庁舎3階資産税課	公開している	地積測量図、分割申告図、法務局より受領した図面等	窓口	窓口にて即時回答している。
5	国分寺市	総務部課税課固定資産税係	042-325-0111	総務部課税課固定資産税係	保管していない			
6	国立市	課税課固定資産税係	042-576-2111	東京都国立市富士見台2-47-1	公開している	地積測量図	窓口、原則、登記所にある場合は登記所にて申請していただく。	即時
7	多摩市	市民経済部 課税課	042-338-6834	多摩市役所（東京都多摩市関戸6-12-1）	公開していない			
8	稲城市	市民部課税課	042-378-2111(内線155)	1箇所(稲城市役所1階7番窓口)	公開していない			
9	調布市	市民部資産税課	042-481-7205		保管していない			
10	狛江市	課税課固定資産税係	03-3430-1111	執務室入り口	公開している	地積測量図、分割申告図	窓口	当日（数時間程度）
11	武蔵野市	財務部資産税課	0422-60-1826	本庁舎（資産税課、道路管理課）	公開している	地積測量図、昭和50年以前の地積測量図は道路管理課が保管	窓口、情報開示請求	窓口の場合は即日。情報開示請求の場合は2週間程度
12	三鷹市	市民部資産税課	0422-29-9197	1カ所	公開している	地積測量図、分割申告図、上記の資料のみ公開をしてますが管轄部署が異なります。また、S44以前のものののみ公開しております。（それ以後は法務局で確認ができるため）	窓口、なお、発行手数料として300円を頂いています。	問題がなければ1日
13	西東京市	市民部資産税課	042-469-9829	西東京市役所田無庁舎4階資産税課窓口	公開している	地積測量図	窓口、郵送申請	即日発行
14	小平市	税務課土地担当	042-346-9524	小平市役所本庁2階	公開している	地積測量図、分割申告図	窓口	基本的には即日交付可能
15	東久留米市 (回答無し)							
16	東村山市	市民部課税課土地係	042-393-5111 内線3305	東村山市本町1-2-3 東村山市役所本庁舎2階	公開している	地積測量図、分割申告図、原則、登記所より境界を調査するために必要と思われる資料は保存している	窓口	0日
17	清瀬市	市民環境部課税課	042-497-2042	清瀬市役所2階12番窓口	公開している	地積測量図	窓口	基本的には即日
18	立川市	財務部課税課土地係	042-523-2111 内線1215	本庁 一階38番窓口	公開している	地積測量図	窓口	一週間から二週間ほど
19	昭島市	市民部課税課土地資産税係	042-544-5111	課税課 7番窓口	公開している	地積測量図	窓口	10日間程
20	東大和市	課税課	042-563-2111(代)	東大和市役所一階4番窓口	公開していない			
21	武蔵村山市	課税課	042-565-1111 内線128-129	本庁 1階課税課窓口	公開している	地積測量図、分筆図（土地地形図）	窓口	申請から1週間程度（件数等により前後する場合あり）
22	日野市 (回答無し)							
23	青梅市	課税課	0428-22-1111	青梅市役所	公開していない			
24	福生市	市民部 課税課 資産税係	042-551-1614	東京都福生市本町5番地 福生市役所内	公開している	地積測量図、分割申告図	情報開示請求	15日以内
25	あきる野市	課税課土地資産税係	042-558-1111	課税課土地資産税係	公開している	地積測量図	情報開示請求	2週間
26	羽村市	市民部課税課資産税係	042-555-1111	東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	公開している	地積測量図	情報開示請求	14日程度
27	瑞穂町	税務課資産税係	042-557-7528	税務課資産税係	公開していない			
28	日の出町	税務課	042-588-4106	税務課	公開していない			
29	奥多摩町	住民課	0428-83-2190	東京都西多摩郡奥多摩町氷川	公開していない			
30	檜原村	村民課税務係	042-598-1011	東京都西多摩郡檜原村467番地1号	公開していない			
31	大島町	税務課課税係	04992-2-1465		保管していない			
32	八丈町	税務課課税係	04996-2-1122	東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2	公開していない			
33	利島村	総務課	04992-9-0012	1	公開していない			
34	新島村	企画財政課	04992-5-0241	1	公開している	地積測量図	窓口	
35	神津島村	建設課	04992-8-0011	建設課	公開していない			
36	三宅村	村民課 税務係	04994-5-0983	東京都三宅島三宅村阿古497番地	公開していない	地籍図	窓口、郵送申請	即日及び申請から1週間あれば。
37	御蔵島村	総務課	04994-8-2121	御蔵島村	公開していない			
38	青ヶ島村	総務課	04996-9-0111		保管していない			
39	小笠原村	財政課税務係	04998-2-3112	小笠原村父島字西町	公開している	地積測量図、分割申告図、本人及び国や地方公共団体等から委任された不動産鑑定士等については、公開している。ただし、その他第三者等の場合については、村で慎重に精査し、交付すべきと判断した場合に限り、公開する。	窓口、郵送、メール	1週間程度

公共嘱託登記業務の適正な履行の確保と 地籍調査の加速に向けた取組

令和7年2月19日
国土交通省近畿地方整備局 用地部長 中見 大志



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共嘱託登記業務の適正な履行の確保について

1. 公共嘱託登記業務における低価格での入札の問題について

第211回国会 衆議院 国土交通委員会 令和5年3月10日(金曜日) 議事録

○小宮山委員 立憲民主党の小宮山泰子でございます。

(略)

国土交通省では、道路整備を始めとした公共工事に伴う用地取得、その土地の登記といった業務が生じます。公共嘱託登記業務、権利及び表示は、司法書士法、土地家屋調査士法を始めとする関係法令、仕様書等にのっとり実施されているものですが、競争入札制度の下、低価格での受注が見受けられます。予定価格に対して大幅に価格が下回る入札での受注が増えている状況で、公共嘱託業務、権利及び表示についての品質確保への懸念も拭いにくくなっています。

国土交通省関東地方整備局において、令和五年一月十八日付の通知、公共嘱託登記業務、権利及び表示における品質確保対策の試行についてが発せられています。関東地方整備局のみの取組が始まったところであります、これは大変よい取組だと考えております。

そこで、地方整備局における公共嘱託登記の品質確保に対して、関東地方整備局での試行を含めた取組をほかの整備局にも拡大することが望ましいと考えますが、国土交通省の所見をお伺いいたします。

○井上政府参考人 お答えします。

国土交通省では、公共事業用地の取得に伴い必要となる登記申請、これを公共嘱託登記業務として外部発注する場合がありますけれども、当該業務では、御指摘がありましたように、低価格での入札が多く見受けられる状況であります。

こうしたことから、委員御指摘のとおり、関東地方整備局においては、当該業務の品質確保を図るため、会計法規等に基づく低入札価格調査に加えまして、予定価格が一千万円以下の業務につきましても、低価格での入札があった場合には、履行確実性の審査、評価を行いまして、また、履行体制の強化等の実施を求める取組を令和五年度から試行する予定としてございます。

国土交通省としましては、この試行の状況等を踏まえて、必要に応じて他の地方整備局等にも拡大することも含めまして、当該業務の品質確保に努めてまいりたいと考えております。

2. 土地家屋調査士の業務の適正な履行に関する法令等

○土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（土地家屋調査士の使命）

第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

（職責）

第二条 調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならぬ。

（業務）

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三～八（略）
- 2～5（略）

（非調査士等の取締り）

第六十八条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第三条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第三条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれらの事務に関する第三条第一項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。

2～5（略）

2. 土地家屋調査士の業務の適正な履行に関する法令等

○土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）

（他人による業務取扱いの禁止）

第二十二条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

○不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式）

第七十三条 電子申請において送信する土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、法務大臣の定める方式に従い、作成しなければならない。書面申請においてこれらの図面を電磁的記録に記録して提出する場合についても、同様とする。

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

第七十四条 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）は、〇・二ミリメートル以下の細線により、図形を鮮明に表示しなければならない。

2 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日を記録し、申請人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない

2. 土地家屋調査士の業務の適正な履行に関する法令等

○地積測量図の作製者について

(昭和61年9月29日民三第7272号 法務局長・地方法務局長あて民事局第三課長依命通知)

(要旨)地積測量図に作製者として署名捺印すべき者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である。

(依命通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答されましたので、参考までに通知します。

(別紙甲号)

(昭和61年9月1日付日調連発第104号 法務省民事局長あて日本土地家屋調査士会連合会会长照会)

表記の件について、別紙のとおり全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会长から照会があったので、同協議会会长の意見のとおり解して差し支えない旨回答したいと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

(別紙)

(昭和61年8月25日付全公連発第26号 日本土地家屋調査士会連合会会长あて
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会长照会)

社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、設立の目的を達成するため公共嘱託登記事件の適正な処理に努力しているところですが、一部の官公署等から第三者の調査、測量の成果にもとづいて地積測量図の作製を要請される場合があります。その場合地積測量図に記載すべき作製者については、下記のとおりと解しますがいささか疑義がありますので照会します。

記

不動産登記法施行細則第42条の4第4項が地積測量図には申請人のほか作製者が署名押印すべきものとしている趣旨は、その図面の正確性を担保とすることにあると解されるから、その図面に表示された土地について実際に調査・測量した者(官公署等の職員であると、私人であるとを問わない)が作製者として署名押印すべきである。

(別紙乙号)

(昭和61年9月29日付法務省民三第7271号 日本土地家屋調査士会連合会会长あて法務省民事局長回答)

本月1日付け日調連発第104号をもって照会のあった標記の件については、貴見により回答して差し支えありません。
おって別紙のとおり各法務局長及び地方法務局長あて通知したので申し添えます。

3. 問題に対する近畿地方整備局の対応

近畿地方整備局では、今年度より、管内で発注する公共嘱託登記業務(表示・権利)について、適正な履行と健全な競争を確保するため、入札公告、入札説明書、共通仕様書及び特記仕様書を改正し、以下の措置を講じた。

①予定価格(注)が1000万円以下の業務についても、低入札価格調査制度(予定価格が1000万円を超える業務に適用。)と同様に、予定価格の60%(品質確保基準価格)を下回る価格で落札した者に対して、追加資料の提出を求めることとし、品質を確保した適正な業務が確実に履行されるかについて調査を行うこととする。

(注)基準単価に基づく各単価に特記仕様書の予定数量を乗じた額の合計(消費税及び地方消費税を含む)。

②低入札価格調査又は①の調査の結果に基づいて、受注者に対し、過度な業務の掛持ちなどによって業務の質の低下を招くことのないよう、主任担当者(土地家屋調査士、司法書士)(注1)が自ら、現地調査(日報の作成、提出を含む)(注2)や監督職員への説明を行うことなど、履行体制強化のための措置を義務付ける。

(注1)主任担当者とは、業務につき1名、履行の指揮、監督等の管理及び統括を行う者として、発注者に届け出られる土地家屋調査士又は司法書士をいう。

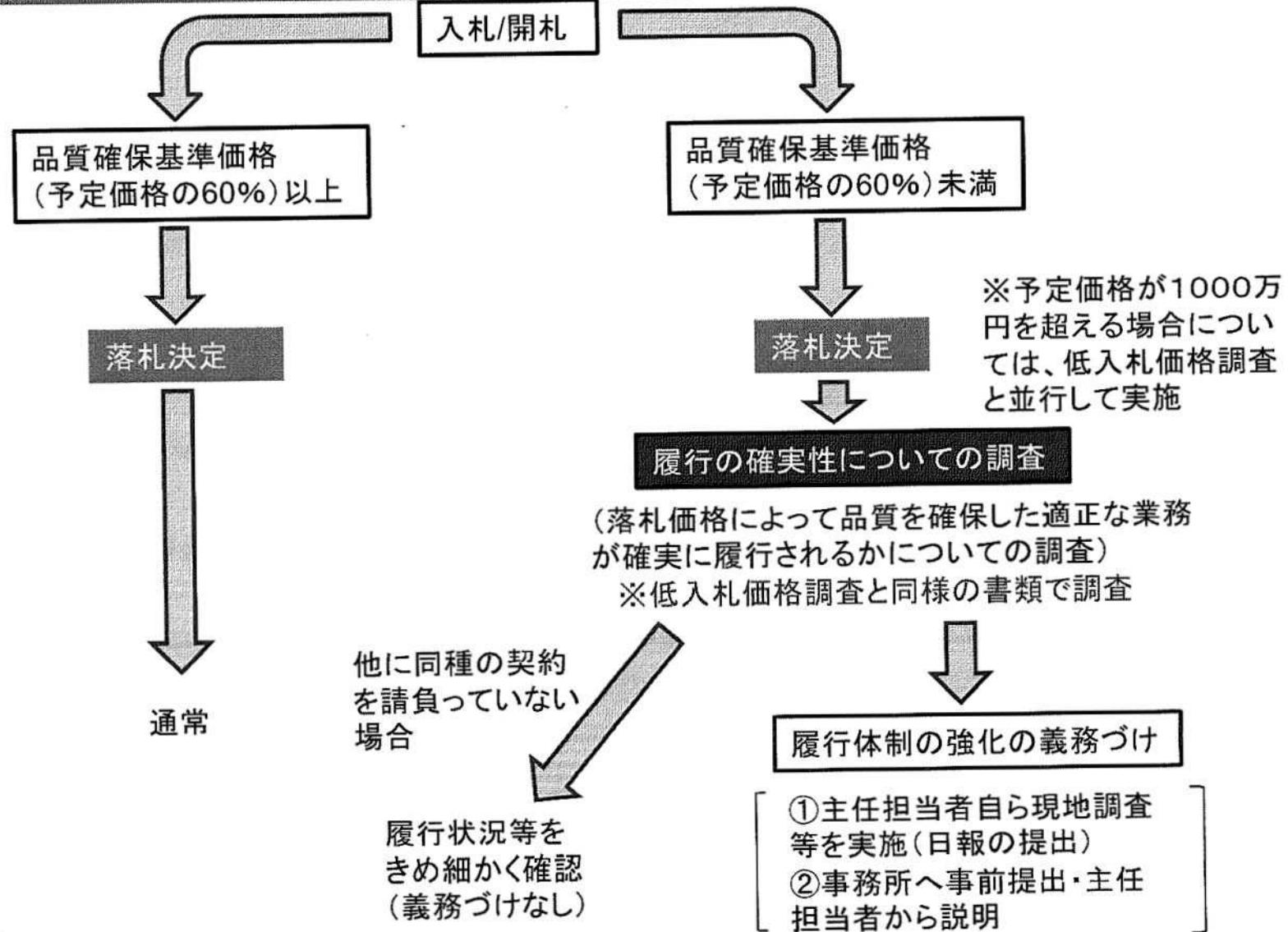
(注2)表示登記の場合のみ。

③上記のほか、業務の品質の確保を図るため、全ての受注者に関して、主任担当者とその他の土地家屋調査士及び司法書士の責任の明確化、申請業務の改善等を行う。

※令和6年4月1日以降に契約を締結する業務より施行

(参考)関東地方整備局では昨年度より類似の措置を実施済。

3. 問題に対する近畿地方整備局の対応



(参考1)入札公告

(参考2)不動産登記等業務(表示関係)共通仕様書(案)

(参考3)入札説明書に基づく調査資料の提出について

近畿地方整備局発注の19業務における、本件措置導入後の入札参加者及び落札者数は以下のとおり、若干増加している。

- ・参加業者数 (R5) 13者 → (R6) 15者
- ・落札業者数 (R5) 5者 → (R6) 7者

5. 発注実績と発注見通しの掲載箇所

令和6年度大阪府内の直轄事業に関する発注実績

【淀川河川事務所】 淀川河川事務所管内不動産表示登記等業務 令和6年4月23日

【大阪国道事務所】 大阪国道管内不動産表示登記等業務 令和6年5月7日

【浪速国道事務所】 国道163号清滝生駒道路他表示登記等業務 令和6年5月9日

【淀川ダム統合管理事務所】 淀川ダム統合管理事務所管内不動産表示登記等業務 令和6年9月19日

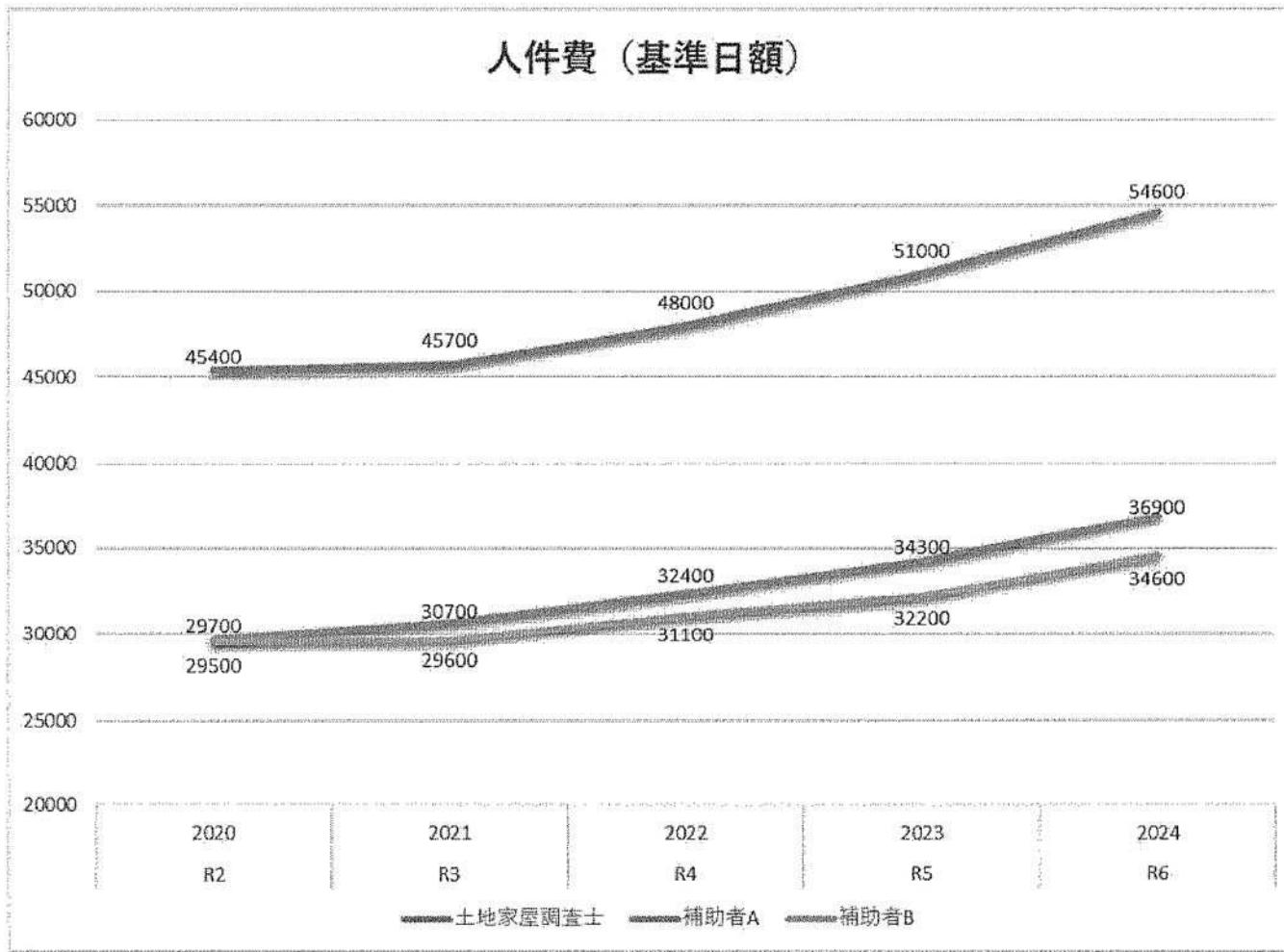
【大和川河川事務所】 大和川管内不動産表示登記等業務 令和6年9月20日

近畿地方整備局ホームページ

The screenshot shows the homepage of the Kinki Regional Bureau of Land, Water, and Transport. At the top, there is a navigation bar with links for 'HOME', '淀川' (Daito River), '近畿' (Kinki), '発注・入札情報' (Issuance and Bidding Information), '防災・災害情報' (Disaster Prevention and Disaster Information), '施設見学・出張講座' (Facility Observation and Lecture), '近畿の社会資本整備' (Social Infrastructure Construction in the Kinki Region), '事業者向け技術情報' (Technical Information for Businesses), '発注・入札情報' (Issuance and Bidding Information), '監修局の紹介' (Introduction of Supervision Bureaus), '申請・相談窓口' (Application and Consultation Counter), '採用情報' (Recruitment Information), and 'DX' (Digital Transformation). Below the navigation bar, there is a large banner with the text '発注・入札情報' and a photo of hands working on a document. To the right of the banner is a sidebar titled '発注・入札情報' with a list of links: '発注・入札情報', '発注・入札情報(港湾関係)', '入札参加者の皆さまへ', '有資格業者の皆さまへ', and 'その他'. At the bottom of the page, there is a section titled '発注・入札情報' with a list of links: '淀川工事及び建設コンサルタント等の発注見通し(入札情報サービス(PPI))', '近畿工事及び建設コンサルタント等の発注見通し(近畿関係)', '近畿工事及び建設コンサルタント等の発注見通し(港湾空港関係の宮崎関係)', '近畿地方 各開注機関の発注見通し', '近畿地方 各開注機関の発注見通し(リンク)', and '物品・役員の一般競争による発注の見通し'. The link '物品・役員の一般競争による発注の見通し' is circled with a red oval.

6. 公共嘱託登記(表示関係)業務における人件費(単価)の引上げの状況

公共嘱託登記(表示関係)業務における人件費(単価)については、近年上昇傾向にあり令和6年度についても技術者単価の引上げを実施。令和7年度については3月に公表予定。



【資料No. 2-2】

愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託 最低制限価格制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛媛県土木部が所掌する公共事業に必要な土地の取得に伴う公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務（以下「公共嘱託登記業務」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、公共嘱託登記業務の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この要綱の対象は、競争入札により落札者を決定する公共嘱託登記業務とする。

（最低制限価格の算定）

第3条 前条に規定する公共嘱託登記業務の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 契約担当者（愛媛県会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、規則第134条第2項の規定に基づき、前項の規定により算定した最低制限価格を、書面に記載するものとする。

（最低制限価格の事後公表）

第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

（落札者の決定）

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、契約担当者は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

（落札者決定の通知）

第6条 契約担当者は、前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し落札者決定の通知を行うものとする。

2 落札者以外の者に対する落札者決定の通知及び前条第1項の規定により落札者としなかった者に対するその旨の通知は、愛媛県ホームページにおいて入札結果を公表することをもって代えるものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 契約担当者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う公共嘱託登記業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和元年6月13日から令和元年9月30日までに契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う案件で、予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表及び欄外の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、令和元年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う公共嘱託登記業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格の算定方法

区分	計算式	備考
公共嘱託登記業務	(人件費+材料費+諸経費×0.3) × 1.1	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に8/10を乗じて得た額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に9/10を乗じて得た額を、最低制限価格とする。

(注) 費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満は切捨て）の合計に、1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。

最低制限価格の設定等について

1 最低制限価格設定の対象工事等

請負対象額3千万円未満の建設工事又は業務委託のうち次のいずれかに該当するもの

- (1) 測量
- (2) 地質調査
- (3) 屋外での作業を主とする維持管理業務
- (4) 設計金額2,000万円未満の土木関係建設コンサルタント業務
- (5) 徳島県測量、建設コンサルタント業務等入札後審査方式一般競争入札実施要領第2条に規定する対象業務において入札後審査方式によることが適当でないと認められる業務
- (6) 設計金額5,000万円未満の建築関係建設コンサルタント業務
- (7) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務
- (8) 設計金額2,000万円未満の補償関係コンサルタント業務

2 (略)

3 最低制限価格算出等

- (1) 請負対象額3千万円未満の建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は、予定価格の9.2／10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68」

ロ 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9
+一般管理費等×0.68」

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

- (2) 1(1)～(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～トの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の2／3である場合は千円未満を切り上げる。

ただし、イ、ロ及びハへの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8.5／10を超える場合は予定価格の8.5／10を、予定価格の2／3に満たない場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とし、ハの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は予定価格の9.2／10を、予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とし、ニ、ホ及びトの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8／10を超える場合は予定価格の8／10を、予定価格の2／3に満たない場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とする。

イ 測量

「直接測量費+測量調査費+諸経費×0.55」

ロ 地質調査

「直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.6」

ハ 屋外での作業を主とする維持管理業務

「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68」

ニ 土木関係建設コンサルタント業務

「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48」

ホ 建築関係建設コンサルタント業務

「直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6」

ヘ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務

「直接業務費+諸経費×0.3」

ト 補償関係建設コンサルタント業務

「直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45」

4 実施時期

令和5年5月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。